

LIBRA

2018年 6 月号

〈特集〉

刑事・少年事件の 受任・選任にかかる諸手続

〈インタビュー〉

タレント 関根 勤さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2018年6月号

特集

02 刑事・少年事件の 受任・選任にかかる諸手続

賛田健二郎・浅井健人

インタビュー

14 タレント 関根 勤さん

ニュース&トピックス

18 東京三弁護士会共催シンポジウム 「企業コンプライアンスに生かす！ 今こそ育てる内部通報制度」

連載等

- 20 東京弁護士会市民会議
第44回 LGBT問題の多面的検討
- 23 常議員会報告（2018年度 第2回）
- 26 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第90回 民事訴訟記録の閲覧制度の問題点
- 27 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第26回 女性会員ミニランチ会
～アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）について考えてみよう～ 林田麻里
- 28 近時の労働判例
第63回 東京地裁平成29年3月28日判決（エイボン・プロダクツ事件） 太宰未桜
- 30 刑弁でGO！
第79回 覚せい剤密輸事件の無罪事例 大橋君平
- 32 via moderna—連載 新進会員活動委員会
第73回 若手弁護士に聞く～新65期修習貸与金の返済を目前に控えて～ 船橋桃子
- 34 わたしの修習時代：自分なりに法曹像を模索した修習時代 32期 加藤文也
- 35 69期リレーエッセイ：新人だって頑張ってるんです。 陳 裕真
- 36 お薦めの一冊：『海の祭礼』 杉森朗子
- 37 コーヒーブレイク：イーサン・ハントに憧れて 菅沼篤志
- 38 同好会通信：vol.10 将棋会 将棋を始めてみませんか？ 中嶋 翼
- 39 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 42 会長声明
- 52 インフォメーション

刑事・少年事件の 受任・選任にかかる諸手続

刑事弁護委員会 委員 贅田 健二郎 (61期)

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 浅井 健人 (64期)

近時、刑事弁護事件を受任する際、対弁護士会・法テラス等も含めた受任・選任にかかる手続の流れが複雑となり、分かりにくいという声があります。弁護士の刑事・少年事件に携わる頻度等は、会員毎に異なるため、その程度もそれぞれです。

そこで、今月号の特集では、主に「はじめて」や「久しぶり」に刑事事件を担当する会員が、迷うことなく諸手続を進めて弁護活動に携われるよう、刑事弁護委員会及び子どもの人権と少年法に関する特別委員会の方々に受任・選任にかかる諸手続の解説をいただきました。また、本年6月から、被疑者国選対象事件が拡大されたのに伴う手続の変更点も反映されているため、より一層、会員に有益な情報となっており、ぜひ活用いただけたらと思います。

なお、本特集記載の運用は、本年5月21日現在のものですので、その後の運用変更等については当会ホームページ等をご参照ください。
(佐藤 顕子)

1 はじめに

近時、被疑者国選弁護制度の導入、対象事件の拡大、国選付添制度の導入、対象事件の拡大、被疑者国選の全勾留事件への拡大等、国選制度がめまぐるしく変化している。それに伴い、当番から国選への切替手続や、刑事被疑者弁護援助制度（以下「被疑者援助制度」という）を利用した受任手続など、手続が複雑化し、変更されることも多い。対弁護士会、対法テラス、対検察庁・裁判所への書面の提出先など、非常に複雑になっているため分かりにくいという声がある。何件か経験すれば慣れてくるものの、新入会員や、数年ぶりに刑事事件、少年事件に携わる会員にとっては分かりにくい部分もある。さらに、本年6月から、被疑者国選対象事件が、勾留された全事件に拡大された。制度改正に伴い、本庁管内の被疑者国選事件の配点方法が大幅に変更されたので注意が必要である。

本稿では、陥りやすいミスなどにも留意しつつ、会員の皆様の手続に迷うことなく刑事・少年事件を全うできるよう、当会を中心とした各手続についてご案内させていただきたい。

2 当番弁護（成人・少年）による 派遣から受任に至る流れ



(1) 当番弁護士とは

当番弁護士とは、身体拘束を受けている被疑者・被告人や家族等から、弁護士会に接見の依頼があった場合に、弁護士が1回だけ無料で接見に赴き、被疑者・被告人・少年の相談に応じる制度である。東京三会では、法律上の私選弁護人選任申出制度（刑訴法31条の2）としての弁護士の紹介を兼ねている。

当会では、成人事件と少年事件に分けて名簿を作成している。いずれの名簿も待機日制で、割り当てられた待機日に事件がくれば、電話で派遣の連絡があり、その後FAXで配点連絡票が送られてくる。連絡がくればすぐに接見に行けるよう、準備しておく必要がある。

以下では、逮捕段階で当番弁護士として派遣された場合の手続の流れを紹介する（被疑者段階の手続は

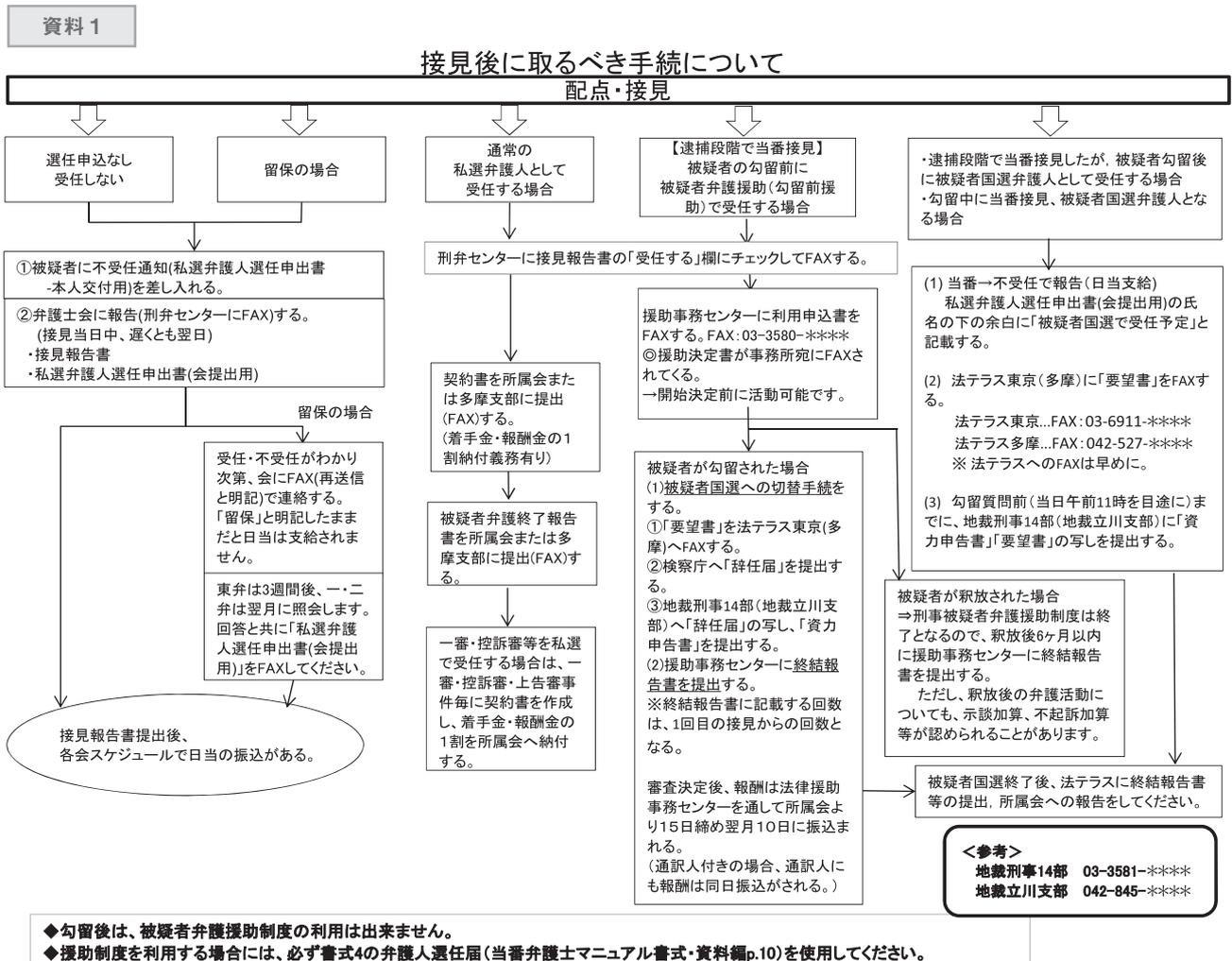
成人も少年も変わらない)。「接見後取るべき手続について」(資料1)にフローチャートとしてまとめられているので、適宜参照しながらご覧いただきたい。なお、当番弁護士として派遣された場合は、受任する場合も、刑事弁護センターに「接見報告書」を提出する必要がある。

(2) 当番派遣で終了する場合

当番弁護士として派遣された結果、被疑者から受任申出がない場合、あるいは受任申出があったが受任しない場合は、そこで終了となる。ただし、当会では

当番弁護士に事件の受任義務があるので、利益相反や、違法な活動を強要されるなど、正当な理由がない限り受任するのが原則である(一定の類型の事件は受任できない、というのは正当な理由にはならない)。また、私選弁護費用を支払う資力がなくとも、被疑者援助制度や被疑者国選制度を利用して受任することが求められる。

事件の受任をしない場合、配点連絡票とともに送られてくる「不受任通知書」を被疑者本人に差し入れる(これがないと被疑者が国選弁護人の請求をできない場合があるので必ず差し入れること)。



(3) 私選で受任する場合

被疑者（ないし家族など）が費用を支払う資力があり、私選弁護として受任する場合は、所定の「受任契約書」を作成する。また、「弁護人選任届」（以下「弁選」という）を作成し、検察官送致前の場合は管轄の警察署に、検察官送致後は東京地方（区）検察庁に提出する。検察庁の提出先は担当部によって異なるので、総務部事件担当に電話し、事前に担当部を問い合わせるとよい。被疑者から弁選の宅下げを受ける際には、「指印証明」をもらうようにする（留置係に言えばわかる）。

作成した「受任契約書」は、速やかに人権課宛にFAXで写しを提出する。着手金・報酬金は1割を納付する義務がある。また、刑事弁護人推薦運営細則12条記載の基準報酬額を上回る契約をする場合には、基準額を超える理由を記載した「契約に関する報告書」を作成し、契約書添付の上、人権課にFAXして報告しなければならない。細則に定められた基準報酬額は以下のとおりである。

- ① 被疑者段階の弁護活動 着手金20万円又は報酬金30万円
- ② 起訴後、第1審判決言渡しまで（少年事件については家庭裁判所送致後、審判がなされるまでの弁護活動（少年事件の付添人活動を含む。以下同じ） 着手金30万円又は報酬金30万円
- ③ 上訴審における弁護活動 着手金30万円又は報酬金30万円

(4) 被疑者国選勾留前援助制度を利用して受任する場合**ア 被疑者援助制度の利用申込み**

被疑者が勾留されるまでの逮捕段階の弁護活動について、資力要件を満たす場合には、被疑者国選勾留前援助制度（以下「勾留前援助」という）を利用す

ることができる。

勾留前援助の利用申込みから援助開始決定までの流れは以下のとおりである。

- ① 「刑事被疑者援助利用申込書」の「申込者」欄に被疑者の署名指印をもらう。
- ② 「申込書」の他の欄を記入し、援助事務センターにFAX。
- ③ 援助決定書が事務所宛てにFAXされてくる。

援助決定書が送られる前の活動も報酬の支払い対象となるので、援助決定が出る前に活動して差し支えない。

なお、被疑者が勾留される前に「弁選」を提出しなければ原則として援助報酬が支払われないので、「弁選」も忘れず提出することが肝要である。

イ 勾留前援助から被疑者国選への切り替え

勾留前援助は、被疑者が勾留されたら終結する。勾留前援助から被疑者国選へ切り替える場合の手続は以下のとおりである。

- ① 「国選弁護人の選任に関する要望書」(資料2)に必要事項を記入し、「①援助切替」にチェックして法テラス東京へFAX。
- ② 東京地検へ「辞任届」（原本）を提出する。写しに受理印をもらう。
- ③ 受理印のある「辞任届」写しと「要望書」写しと一緒に、「国選弁護人選任請求書・資力申告書」を東京地裁刑事14部に提出する（原本提出・FAX不可）。
- ④ 法テラスから指名打診の連絡がある。
- ⑤ 裁判所から国選弁護人に選任された旨の連絡がある。選任書は直接東京地裁刑事14部で受け取る。

法テラス東京 国選弁護人の選任に関する要望書 (被疑者・被告人用)

年 月 日

日本司法支庁センター東京地方事務所 御中

当職は、下記事件につき、被疑者・被告人より国選弁護人選任請求予定(済み)である旨連絡があり、国選弁護人として指名通知されることを要望します。**裁判所から指名通知依頼があった場合には、本書を以て受任意思あるものとして当職を指名通知することを予め承諾致します。**

弁 護 人 情 報	弁護士名	印	登録番号
	所属	<input type="checkbox"/> 東弁 <input type="checkbox"/> 一弁 <input type="checkbox"/> 二弁 <input type="checkbox"/> ()弁護士会	
	休日電話(携帯)	休日 FAX	
	契約締結	<input type="checkbox"/> 国選弁護人契約締結済み 【注意】契約未締結の場合は、指名通知できません。	
選 任 を 要 望 す る 事 件 情 報	<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被告人 (<input type="checkbox"/> 一審 <input type="checkbox"/> 控訴 <input type="checkbox"/> 上告)	フリガナ	
		氏名	【注意】通称や異名がある場合でも、本名を記載して頂くをお願いします。
		生年月日	年 月 日
	事件名		
	勾留場所	(<input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 警視庁分室 <input type="checkbox"/> 拘留所 <input type="checkbox"/> 拘置支所)	
	事件の進行状況	<input type="checkbox"/> 逮捕日 (/) ・ <input type="checkbox"/> 勾留(予定)日 (/) ・ <input type="checkbox"/> 起訴日 (/) ※いずれかにチェック及び日付の記入してください	

【注意】裁判所から、指名通知することが相当でない連絡が法テラスにあった場合、また、法テラスへの要望書提出や裁判所への手続が遅れた場合には、要望書を踏まえた指名通知が行われない可能性があります(詳しくは当番弁護士マニュアルをご参照ください)。

<input type="checkbox"/> ①援助切替	当職は、本件について、 <u>当番弁護士または私選弁護人紹介手続に基づく弁護人として接見し、刑事被疑者弁護援助事件として受任し、(<input type="checkbox"/>勾留 ・ <input type="checkbox"/>起訴) を受けて辞任した。</u>
<input type="checkbox"/> ②当番切替など	当職は、本件について、 <u>当番弁護士または私選弁護人紹介手続に基づく弁護人として接見したが、受任しなかった。</u>
<input type="checkbox"/> ③別件等	<input type="checkbox"/> (ア) 当職は、同人について、先行する別事件を当番弁護士又は私選弁護人紹介手続に基づく弁護人として接見し、刑事被疑者弁護援助事件又は少年保護事件付添援助事件として受任している。 <input type="checkbox"/> (イ) 当職は、同人について、先行する別事件を国選受任している。 <input type="checkbox"/> (ウ) 当職は、同人について、別事件を被疑者国選弁護人として受任し、又は当番弁護士もしくは私選弁護人紹介手続に基づく弁護人として接見し、 <u>刑事被疑者弁護援助事件として受任していたところ、被疑者の釈放により弁護人選任の効力が失われたが、同人が同日再逮捕され、身柄拘束されている。</u> <input type="checkbox"/> (エ) 当職は、同人について、 <u>被疑者国選弁護人として受任していたところ、被疑者の釈放により国選弁護人選任の効力が失われたが、同人が同一事件について起訴されている。</u> (被疑者国選弁護人選任時の事件番号; 平成 年(記) 号)
<input type="checkbox"/> ④求令状起訴	当職が被疑者国選弁護人として受任した事件が、被疑者勾留中に <u>求令状起訴</u> された。
<input type="checkbox"/> ⑤原審国選弁護人	当職は、同人について、 <u>原審国選弁護人として受任していた。</u> →裁判所へ提出した <u>継続選任を希望する旨の申入書</u> を添付してください。
<input type="checkbox"/> ⑥複数選任	当職は、同人について、すでに () 弁護士が国選受任している本件について、 <u>二人目以降の弁護人としての選任を希望する。</u> (複数選任 人目)
<input type="checkbox"/> ⑦逆送	当職は、本件について、 <u>国選付添人又は少年保護事件付添援助付添人(当番弁護士として接見済)として受任し、検察官送致(逆送)決定を受けて、付添人選任の効力が失われた又は辞任した。</u>
<input type="checkbox"/> 特記事項	<上記②について、刑事被疑者弁護援助事件として受任しなかった理由、その他特記すべき事項>

(2018.4)

送付先 法テラス東京 FAX 03-6911-****

特集

刑事・少年事件の受任・選任にかかる諸手続

東京地検と東京地裁、それぞれに原本提出が必要な書類があるので、同じ日に両方提出に行けばスムーズである。

なお、勾留前援助を利用して受任し、勾留後は被疑者国選に切り替える場合、「刑事被疑者援助利用申込書」と「資力申告書」の2種類の書類に被疑者の署名指印をもらう必要がある。手続をスムーズに行うために、1度の機会に両方サインをもらっておくと便利である。

ウ 勾留前援助事件の終結

勾留前援助は、イのように被疑者が勾留されるか、被疑者が釈放されることで終結する。事件が終結した

ときには、「終結報告書」を作成して援助事務センターにFAXする。その際、受理印のある「弁選」もFAXする。終結後6か月以内に「終結報告書」を提出しなければ報酬が支払われないので、注意を要する。

被疑者が勾留されず釈放された場合でも、その後示談交渉や不起訴に向けた活動が必要な事件は多い。東京三会では、釈放後であっても、示談加算と不起訴加算がなされるので、釈放後もこれらの活動に尽力していただきたい。示談が成立したり不起訴になった場合、追加の報告をすれば、加算報酬が支払われる(示談加算の場合は示談書等、不起訴加算の場合は意見書と不起訴処分告知書を資料として添付する)。

エ 対象事件の留意点

本年6月1日から、被疑者が勾留された全事件が被疑者国選対象事件となった。それまでは、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件が国選対象であり、それに当たらない事件（公務執行妨害、暴行、脅迫など）は勾留決定後も被疑者援助制度の対象であった。

ところが、勾留された全事件が被疑者国選対象となったため、今後、被疑者援助制度の対象となるのは、勾留前の事件に限られることになる（刑事被疑者弁護援助報酬等支出基準第7項の3で弁護士会が援助を認めたケースは除く）。上記切り替え手続を怠らないよう、留意すべきである。

(5) 援助制度を利用することなく被疑者国選事件として受任する場合

ア 被疑者国選事件として受任する場合の流れ

被疑者が勾留されるまでの間、勾留前援助を利用せず、勾留決定後に被疑者国選弁護人として受任することもできる。その場合の手続は以下のとおりである。

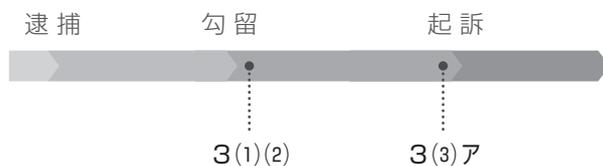
- ① 被疑者に「不受任通知書」を差し入れる。
※ 50万円以上の資力がある場合
- ② 「国選弁護人の選任に関する要望書」(資料2)に必要事項を記入し、「②当番切替など」にチェックして法テラス東京へFAX。
- ③ 「要望書」写しと一緒に、「国選弁護人選任請求書・資力申告書」を東京地裁刑事14部に提出する（原本提出・FAX不可）。資力50万円以上の場合「不受任通知書」の写しも提出。
- ④ 法テラスから指名打診の連絡がある。
- ⑤ 裁判所から国選弁護人に選任された旨の連絡がある。選任書は直接東京地裁刑事14部で受け取る。

イ 留意点

上記は、弁護人自身が東京地裁に「資力申告書」を持参する場合の手続の流れである。勾留質問の際に、被疑者自身が国選弁護人の請求をする場合、事前に「要望書」を法テラスに提出しておけば、当番派遣された弁護士が国選弁護人に指名されることになるので、上記③の手続は不要である。

以下、弁護人自身が東京地裁に「資力申告書」を持参する場合の留意点を述べる。東京地裁の場合、概ね午前11時頃から勾留質問手続に入る。勾留質問において被疑者から国選弁護人選任請求があれば、裁判所から法テラスに指名通知依頼がされて、法テラスがその日の待機者から順次指名打診することになる。そのため、当番弁護士として接見し、被疑者国選弁護人としてそのまま選任されることを希望するのであれば、勾留質問当日の午前11時頃までを目途に上記手続を済ませておかないと、当日待機している他の弁護士が選任される可能性があるため、留意すべきである。

3 被疑者国選選任からの流れと手続



(1) 被疑者国選選任の手続

ア 被疑者国選対象事件の拡大

本年6月1日から、被疑者国選対象事件が、勾留された全事件へと拡大された。それに伴い、法テラスからの指名打診の手続が本年4月1日から変更された。詳しくはその際出された周知文（会員サイト（刑事弁護委員会）に掲載されている）を参照いただきたいが、以下、変更点の概要を述べる。

イ 被疑者国選事件の指名打診手続

変更前と変更後の大きな相違点は、変更前は法テラス東京霞が関分室に向向いて受任手続をしていたところ、変更後は法テラス東京（新宿）から事務所に電話の上、指名打診をすることになったことである。

【変更前】

- ① 待機者が法テラス東京霞が関分室に出向き、当日入ってきた事件から選択して受任手続をする。勾留状の写しはその場で受け取る。
- ② 上記手続後に担当者がいない事件が残った場合は、他の待機者の事務所に電話し、指名打診をする。勾留状の写しは事務所へのテスト送信を経てFAXで送られてくる。

【変更後】

- ① 事件が入り次第、法テラス東京（新宿）から待機者の事務所に電話の上、弁護士本人に指名打診をする。
- ② 法テラス東京霞が関分室で事件を選択する方法は執らない。
- ③ 勾留状の写しは、霞が関分室の窓口で受け取る方法、事務所へのFAXで受け取る方法、いずれかを選択できる。

以前と異なり、すべて電話による指名打診によって配点することになったので、注意していただきたい。

(2) 被疑者国選選任後の手続

待機日に指名打診を受けたら、速やかに接見に行く。勾留質問で裁判所にいる間は、裁判所の地下で接見できるので、東京地裁刑事14部に問い合わせるとよい。

選任書は、東京地裁刑事14部に直接受領しに行く。なお、選任書を受け取っていないと接見報酬等が支払われないと誤解されている弁護人がしばしばいるが、誤りである。法テラスからの指名打診の電話を受けた後の活動が報酬算定の対象となるので、指名打診を受けたら速やかに接見に行かなければならない。選任書の受領は後日でもかまわない。選任書を持参してなくとも弁護人として接見することができる。

(3) 被疑者国選終了後の流れ

ア 成人の場合

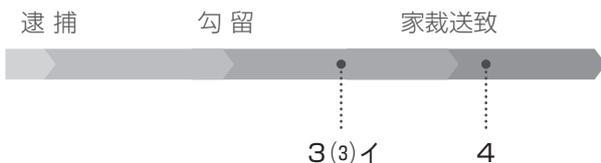
被疑者が釈放された場合、被疑者国選弁護は終了となる。法テラス霞が関に「終了通知書」（被疑者国選弁護）と、「被疑者国選弁護報告書」（選任時に送られてくる。ホームページにも掲載されている）をFAXで提出する。

接見したことの疎明資料として、「接見資料」を提出する必要がある。接見の証明になる重要なものなので、警察署で接見した際には忘れないよう注意する（留置施設に備え付けられており、留置係に「法テラスの用紙お願いします」と言えば準備してもらえる）。なお、地検・地裁の地下で接見した場合は、接見資料を備え付けていないので、法テラスへの報告にも接見資料は不要である。

被疑者が起訴された場合も、被疑者国選弁護は終了となるが、自動的に被告人国選弁護人に移行するので、起訴後の活動を継続する。ただし、勾留中求令状起訴された場合は自動的に移行しないので、「国選弁護人の選任に関する要望書」の「④求令状起訴」にチェックして提出する必要がある。

弁護士会に対して、「被疑者弁護終了報告書」（または法テラス霞が関に提出する「被疑者国選弁護報告書」）をFAXで提出する。

イ 少年の場合



(ア) 国選付添対象事件の場合

a 家裁送致前の手続

成人と異なり、被疑者国選弁護人から国選付添人へは自動的に切り替わらない。

【国選付添対象事件の範囲】

- i) 死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件
 - ii) 検察官関与事件
 - iii) 被害者等による審判傍聴申出事件
- i) は裁量的選任、ii) 及びiii) は必要的選任とされる。

被疑者国選対象事件の範囲と、国選付添対象事件の範囲が異なるので、注意を要する。

国選付添対象事件では、家裁送致の前日までに「国選付添人の選任に関する要望書」(資料3)を法テラス東京(新宿)にFAXで提出し、「申入書」を東京家庭裁判所にFAXで提出する。

両書面の提出がない場合は、被疑者国選弁護人であったとしても、国選付添人には原則として選任されず、家裁が国選付添人を選任すると判断した場合は、別の弁護士が選任されることから、両書面は必ず提出されたい。また、①国選付添人の選任を待たずに正式の法的手続(観護措置決定に対する異議申立て等)を行うために付添人となる必要がある場合、または②家裁が国選付添人を選任しないと判断をし、当番付添人の派遣要請がなされた場合を除き、

「申入書」の提出がない場合は、原則として少年保護事件付添援助制度を利用することができない。

【提出時期】

両書面は、家裁送致前であれば、逮捕段階でも提出することができる。なお、家裁送致予定日が不明である場合は、家裁送致予定日を記載する必要はない。勾留満期日前に家裁送致されることもあるため、検察官、留置係または少年本人から家裁送致日を確認しておくといよい。

b 家裁送致後の手続

「終了通知書」(被疑者国選弁護)、「被疑者国選弁護報告書」を法テラス霞が関にFAXで提出する。

「被疑者弁護終了報告書」(または法テラス霞が関に提出する「被疑者国選弁護報告書」)を弁護士会にFAXで提出する。

a) 国選付添人に選任された場合

① 受任時の手続

東京家庭裁判所の係属部で国選付添人選任書の原本を受領する。

② 終結時の手続

審判が終了した後、「終了通知書」(国選付添人)及び「国選付添報告書」を法テラス東京(新宿)にFAXで提出する。

「審判結果報告書」(または法テラス東京(新宿)に提出する「国選付添報告書」)を弁護士会にFAXで提出する。

b) 国選付添人に選任されなかった場合

① 受任時の手続

少年と面会し、「付添人選任届」(援助制度を利用した受任であることがわかるように、「少年保護事件付添援助制度利用有り」と記載するか、㊦と記載する)及び「少年保護事件付添援助(少年本人)

法テラス東京



国選付添人の選任に関する要望書

年 月 日

日本司法支援センター東京地方事務所 御中

当職は、下記事件につき、少年より国選付添人選任請求予定(済み)である旨連絡があり、国選付添人として指名通知されることを要望します。裁判所から指名通知依頼があった場合には、本書を以て受任意思あるものとして当職を指名通知することを予め承諾致します。

弁護人情報	弁護士名	印		登録番号	
	休日電話(携帯)	休日FAX	所属 <input type="checkbox"/> 東弁 <input type="checkbox"/> 一弁 <input type="checkbox"/> 二弁 <input type="checkbox"/> () 弁護士会		
契約締結		<input type="checkbox"/> 国選付添人契約締結済み 【注意】契約未締結の場合は、指名通知できません。			
選任を要する事件情報	<input type="checkbox"/> 抗告 <input type="checkbox"/> 再抗告 ※該当する場合は、記載ください。	フリガナ	【注意】通称や異名がある場合でも、本名を記載して頂くをお願いします。		
		少年名			
		生年月日	年 月 日		
	事件名	【注意】国選付添対象事件でない場合、援助制度を利用して私選受任してください。			
	拘束場所	(<input type="checkbox"/> 少年鑑別所 <input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 警視庁分室)			
事件の進行状況	<input type="checkbox"/> 家裁送致(予定)日 (/) <input type="checkbox"/> 観護措置決定日 (/) ※家裁送致前に提出する場合は、家裁送致予定日が判明している場合に記入してください。				

【注意】裁判所から、指名通知することが相当でない旨連絡が法テラスにあった場合、また、法テラスへの要望書提出や裁判所への手続が遅れた場合には、要望書を増えた指名通知が行われない可能性があります(詳しくは当番弁護士マニュアルをご参照ください)。

<input type="checkbox"/> ①刑事被疑者援助切替	当職は、本件について、当番弁護士または私選弁護人紹介手続に基づく弁護人として接見し、刑事被疑者弁護援助事件として受任したが、家庭裁判所に送致されたため、選任の効力が失われた。
<input type="checkbox"/> ②付添援助切替	当職は、本件について、少年保護事件付添援助事件(当番弁護士として接見済)として受任し、国選付添人選任前に辞任した。
<input type="checkbox"/> ③被疑者国選切替	当職は、本件について、被疑者国選弁護人として受任していた。
<input type="checkbox"/> ④被告人国選切替	当職は、本件について、被告人国選弁護人として選任されたが、少年法55条により、家庭裁判所に移送されたため、選任の効力が失われた。
<input type="checkbox"/> ⑤触法少年援助切替	当職は、本件について、子どもに対する法律援助(触法少年)として受任したが、家庭裁判所に送致されたため、選任の効力が失われた。
<input type="checkbox"/> ⑥当番切替など	当職は、本件について、当番弁護士または私選弁護人紹介手続に基づく弁護人として接見したが、受任しなかった。
<input type="checkbox"/> ⑦別件再逮捕	<input type="checkbox"/> (ア) 当職は、同人について、先行する別事件を当番弁護士又は私選弁護人紹介手続に基づく弁護人として接見し、刑事被疑者弁護援助事件又は少年保護事件付添援助事件として受任している。 <input type="checkbox"/> (イ) 当職は、同人について、先行する別事件を国選受任している。
<input type="checkbox"/> ⑧原審国選付添人	当職は、同人について、原審国選付添人として受任していた。 ⇒裁判所へ提出した継続選任を希望する旨の申入書を添付してください。
<input type="checkbox"/> ⑨複数選任	当職は、同人について、二人目以降の弁護人としての選任を希望する。(複数選任 人目)
<input type="checkbox"/> 特記事項	<上記の他、特に国選付添人として指名を希望する事情などを記入して下さい。>

(2018.4)

送付先 法テラス東京 FAX 03-6911-****

特集

刑事・少年事件の受任・選任にかかる諸手続

利用申込書」に署名、指印をしてもらい、受領する。なお、少年保護事件付添援助制度の資力要件は、原則として、申込者の現金、預金その他の流動資産の合計が50万円未満であることとされている。少年の名前で申し込む場合は、少年自身の資力のみを基準として審査が行われ、保護者の名前で申し込む場合は、保護者の資力を基準として審査が行われる。

「付添人選任届」を東京家庭裁判所の係属部に提出する(FAX不可)。

「少年保護事件付添援助(少年本人)利用申込書」は家庭裁判所に提出した「申入書」を添付して、援助事務センターにFAXで提出する。

② 終結時の手続

審判が終了した後、「日本弁護士連合会委託法律援助終結報告書(少年保護事件付添)」を援助事務センターにFAXで提出する。

(イ) 国選付添非対象事件の場合

① 受任時の手続

少年と面会し、少年に「付添人選任届」(援助制度を利用した受任であることがわかるように、「少年保護事件付添援助制度利用有り」と記載するか、㊦と記載する)及び「少年保護事件付添援助(少年本人)利用申込書」に署名、指印をもらい、

受領する。

「付添人選任届」は東京家庭裁判所の係属部に提出する。

「少年保護事件付添援助(少年本人)利用申込書」は援助事務センターにFAXで提出する。

② 終結時の手続

審判が終了した後、「日本弁護士連合会委託法律援助終結報告書(少年保護事件付添)」を援助事務センターにFAXで提出する。

(ウ) 観護措置決定がなされなかった場合

① 受任時の手続

家裁送致後は、在宅であっても、少年保護事件付添援助制度を利用することができる。

少年と面会し、少年に「付添人選任届」(援助制度を利用した受任であることがわかるように、「少年保護事件付添援助制度利用有り」と記載するか、**㊦**と記載する)及び「少年保護事件付添援助(少年本人)利用申込書」に署名、押印をしてもらい、受領する。

「付添人選任届」を東京家庭裁判所の係属部に提出する。

「少年保護事件付添援助(少年本人)利用申込書」を援助事務センターにFAXで提出する。

② 終結時の手続

審判が終了した後、「日本弁護士連合会委託法律援助終結報告書(少年保護事件付添)」を援助事務センターにFAXで提出する。

(エ) 移送が見込まれる場合

少年が東京で事件を起こしたが、少年の住所地が他県である場合、家裁送致段階で、他県に移送されることが多い。

① 住所地に移送された後も継続して受任予定である場合

少年の住所地が近県にあり、移送後も付添人活動に支障がなく、継続して受任予定である場合の手続は、通常の手続と同じである。なお、「国選付添人の選任に関する要望書」を東京と移送先のいずれの法テラスに提出するかは状況にもよるので、いずれかの法テラスに確認されたい。

② 住所地に移送された後は継続して受任することが困難な場合

移送された場合に継続して受任することが困難な場合、少年に、移送された場合は継続して受任できないことを伝え、移送先で当番弁護士を呼ぶように伝える。

引き継ぎを円滑にするため、移送先の弁護士会に連絡しておく。

国選付添対象事件の場合、移送されない場合に備えて、イ(ア) aの手続をとっておく(ただし、移送された場合は、自分が国選付添人となることはできないことを付記しておく)。

4 家裁送致後の少年事件の流れと手続

(1) 少年が家裁送致された後、国選付添人として配点をされた場合

ア 受任時の手続

(ア) 法テラス東京からの指名打診を受諾した後、FAXされてくる書類を受領する。

(イ) 少年と直ちに面会をする(東京少年鑑別所の原則的な面会時間は午前8時30分～午後0時及び午後1時から午後5時までとなっている)とともに、東京家庭裁判所の係属部に行き、国選付添人選任書の原本を受領する。

イ 終結時の手続

審判が終了した後、「終了通知書」及び「国選付添報告書」を法テラス東京（新宿）にFAXで提出する。

「審判結果報告書」（または法テラス東京に提出する「国選付添報告書」）を弁護士会にFAXで提出する。

(2) 少年が家裁送致された後、少年当番弁護士として派遣され、少年保護事件付添援助制度を利用して受任した場合

ア 受任時の手続

(ア) 当番出動の連絡を受けたら、FAXされてくる書類を受領する。

※「付添人選任届」は送付されないため、当番弁護士マニュアル等から用意されたい。

(イ) 少年と直ちに面会し、少年に「付添人選任届」（援助制度を利用した受任であることがわかるように、「少年保護事件付添援助制度利用有り」と記載するか、㊦と記載する）及び「少年保護事件付添援助（少年本人）利用申込書」に署名、指印をしてもらい、受領する。

「付添人選任届」を東京家庭裁判所の係属部に提出する。

「少年保護事件付添援助（少年本人）利用申込書」を援助事務センターにFAXで提出する。

(ウ) 「接見報告書」を三会刑事弁護センターにFAXで提出する。

※家裁送致後に少年当番弁護士として派遣された場合も、再度、東京家庭裁判所に対し国選付添人を選任するよう、「申入書」を提出することが好ましい。

イ 終結時の手続

審判が終了した後、「日本弁護士連合会委託法律

援助終結報告書（少年保護事件付添）」を援助事務センターにFAXで提出する。

(3) 少年が家裁送致された後、少年当番弁護士として派遣され、私選で受任した場合

ア 受任時の手続

(ア) 当番出動の連絡を受けたら、FAXされてくる書類を受領する。

※「付添人選任届」、「受任契約書」及び「契約に関する報告書」は送付されないため、当番弁護士マニュアル等から用意されたい。

(イ) 少年と直ちに面会し、少年に「付添人選任届」に署名、指印をしてもらい、受領するとともに、依頼者との間で「受任契約書」を作成する。

「付添人選任届」を東京家庭裁判所の係属部に提出する。

「受任契約書」を弁護士会にFAXで提出する。なお、家裁送致段階の付添人活動の着手金として30万円＋消費税を超える金額を受領する契約、もしくは審判による報酬金として30万円＋消費税を超える金額を受領する契約を締結した場合、「契約に関する報告書」も弁護士会にFAXで提出する。

着手金を受領した場合は、遅滞なく、受領額の1割を納付金として弁護士会に支払う。

(ウ) 「接見報告書」を三会刑事弁護センターにFAXで提出する。

イ 終結時の手続

審判が終了した後、「私選弁護結果報告書」を弁護士会にFAXで提出する。

報酬金を受領した場合は、遅滞なく、受領額の1割を納付金として弁護士会に支払う。

5 被告人国選選任からの流れと手続



(1) 受任の方法

被告人国選の受任の方法としては、①研修枠と②FAX持参枠がある。

研修枠で受任できるのは、司法修習生及び5条研修者の指導担当弁護士、新規登録弁護士研修対象弁護士、法テラスの養成弁護士である。

FAX持参枠は、被疑者国選名簿待機日翌日から5営業日以内の弁護士が対象である。対象の弁護士には、持参用のFAXが送られてくるので、それを持参して出向くことになる。

いずれも、必ず弁護士本人が法テラス東京霞が関分室に出向いて受任手続をする。一審の場合は起訴状、控訴審・上告審の場合は原判決書が資料として添付されているので、それらにも目を通しながら事件を選択する。

上記①②の枠で指名打診できなかった事件は、各弁護士会に国選弁護人候補者の推薦を求めることになる。当会では、名簿登載者にFAXしたり、メーリングリストに流すなどして担当者を募ることとしている。

(2) 配点時間

各枠の配点時間は次のとおりである。

	9:10~9:40	9:50~10:20	10:30~11:00
月・水・金	【研修枠】 研修対象者のみ 選択可	【FAX持参枠】 (東弁)	【FAX持参枠】 (一弁・二弁)
火・木		【FAX持参枠】 (一弁・二弁)	【FAX持参枠】 (東弁)

(3) 受任後の手続

ア 一審事件の場合

選任書を東京地裁刑事部の係属部で受け取る。

イ 控訴審事件の場合

法テラス東京霞が関分室で資料を受け取ったら、そのまま東京高裁刑事部の係属部に赴き、国選弁護人選任手続をする。係属部へ資料を持参しなければ、選任手続が進まないの注意すべきである。

ウ 上告審事件の場合

最高裁から後日選任書が郵送されてくる。選任書受領後の活動が報酬算定の対象となる。

(4) 終了後の手続

事件終了後は、法テラス東京（新宿）へ「被告人国選弁護報告書」をFAXで提出する。

弁護士会に「国選弁護結果報告書」（または法テラス東京へ提出する「被告人国選弁護報告書」）をFAXで提出する。

6 資料等

(1) FAX 番号

FAX番号は、当番弁護士マニュアルに掲載されているので、参照されたい。

FAX番号が印字されている書式も多いので、印字された番号に送付すればよい。ただし、FAX番号が変更されることもあるので、弁護士会からの案内や会員サイトを参照し、最新の書式を利用するよう留意していただきたい。

(2) 手続・書式についての参考資料

ア 紙媒体

紙媒体としては、当番弁護士マニュアル本文編，書式・資料編，新・実践刑事弁護，少年事件マニュアル手続編を参照されたい。

イ 書式データ

書式データについては、日本弁護士連合会会員専用サイト（書式マニュアル→少年事件関係→委託援助業務利用における書式），法テラス東京（法専門家の方へ→国選弁護人・国選付添人→報告書），東京

弁護士会会員サイト（書式→国選・当番・法律援助事業書式）を参照されたい。

(3) 会員サイト(少年事件に関する手続)

少年事件に関する手続については、東京弁護士会会員サイト（マニュアル→業務に関するマニュアル→少年事件ケース別事務手続きの流れ）にも掲載しており，サイトからは書式を直接ダウンロードすることができる。また，サイトの書式は，随時更新していることから，同サイトも参照されたい。

タレント

関根 勤さん

テレビでお馴染みの関根勤さんに、デビューから日々のお仕事について考えていること趣味や家族のことなど、お話を伺いました。笑いの絶えないインタビューの中で、関根さんから弁護士会の広報について貴重なアドバイスもいただきました。

(聞き手・構成：高橋 辰三)



— 芸能界に入られたきっかけは。

中学生ぐらいから友達の前で物まねをやってました。お笑い活動が好きで、中学、高校、大学と友達5人ぐらいで目黒五人衆というアマチュアグループをつくって活動していたのですが、大学3年にもなりますと、みんな就職だとかいろいろなことで解散になりました。そのときに、せんだみつおさんが司会をしていた『ぎんざNOW!』という生放送番組の『素人コメディアン道場』というコーナーに応募して、僕が5週勝ち抜いて初代のチャンピオンになったんですけど、そのときの審査員に浅井企画の浅井社長がいて、それでスカウトされたという形です。最初は自信がないのでお断りしたんですけど。

— 仕事にしたいという思いもあったのでしょうか。

いや、憧れはありましたけれども、ものすごくお笑い界をリスペクトしていたので、自分が戦える世界ではないと思っていました。

— 当時あこがれの芸人さんは。

初代の林家三平さん、てんぶくトリオさん、コント55号、クレージーキャッツさん。これが僕のお笑い四天王です。すごく憧れていて大好きだったんですけども、肩を並べて職業にしようとは思ってなかったですね。

— そのときに披露されていたネタは。

ジャイアント馬場さん対フリッツ・フォン・エリック。タイガーマスク対アントニオ猪木とか、あとは千葉真一さんとか桜田淳子さん、水森亜土さん、あと『刑事コロombo』ですかね。

— 職業にされるつもりはなかったということですね。

親父が消防官だったものですから、消防士になるつもりでした。僕はマージャンも酒もだめなので、サラリーマンはきついなど。宿直もあるし、お酒が飲めない方が逆に我慢をしなくていいし、試験で出世が決まるからフェアだなどと思って。消防官の父親に恩返しもしたいという思いもあったし、考えてみたら本当に世の中に必要な職業なんですよ。

— 大学の卒業を待ってからデビューされたのですか。

デビューは、大学3年で勝ち抜いた次の週からです。アシスタントですよ、せんださんの。先週までただの大学生がいきなりアシスタントですよ。

— どういうことをされたのでしょうか。

司会をしているせんださんの横にいて、よく分からないですけど、それをやっているうちに次はメインの司会者をやらされて。

——最初に司会を担当された番組は。

『ぎんざNOW!』の木曜日、『男の木曜日』というのを担当しまして、しばらくしたら全曜日をやりました。それで視聴率が悪くて終わりました(笑)。実は、僕はデビューをしてからレギュラーが途絶えたことがないんですよ。僕の場合は公開修業をさせられたんです。普通はアンダーグラウンドで修業をして、力を付けてきてから1軍に上がるんですけども、僕の場合は最初から1軍にずっとバッテリーで出されて三振の山を築くという。学生のちょっと面白いやつがまったく通じない様子をテレビでずっと見られたという、非常に珍しいタイプでした。

最初の先輩がせんださんで、その後は萩本欽一さんです。29歳のときに萩本さんの番組にレギュラーで入れていただいて、ノウハウを1から教えていただきました。

——萩本さんの指導というのはどういう感じだったのでしょうか。

僕と小堺(一機)君には指導は一切しないんですよ。直接僕が聞いたのは、舞台は団体芸だと。その人に集中させるためにこっちはずっと引くとか、あとは間とかですね。

——関根さんはいろいろな芸人さんが出演されている番組の中で、一番芸人さんのネタにウケていますね。

僕は、単なるお笑いのファンなんですよ。だからあれはもう視聴者みたいになっちゃうんです。もう大好きなんですよ、お笑いが。

——ずっとテレビっ子という感じだったのでしょうか。

そうですね。世代がそうなんですよ。本当に魔法のような楽しい箱だったんですよ。テレビがずっと好きで、だから逆にテレビに出るとということが怖かったのかもしれない。テレビって本当に何か夢の中の本当に遠い存在だったんですよ。今の若い人たちは生まれてすぐありますから、すごく身近なんですよ。今はずっと入れる感じに思っちゃうんでしょうね。

——お嬢様の関根麻里さんも芸能人になられたわけですけど、そういった意味であまり抵抗がなくという感じだったのでしょうか。

麻里は全然抵抗がないですよ。だって父親がやっていますから。高校生のときに『世界ふしぎ発見!』

のレポートをやりたいと言い始めまして。『世界ふしぎ発見!』の Reporter になるにはアマチュアではだめで、事務所に入って芸能活動している者の中から選ばれるというのを彼女は調べたんですよ。『世界ふしぎ発見!』の Reporter にはなっていないんですけど。

——麻里さんに仕事のことで何かアドバイスとかされることはありますか。

いや、もうほとんどないですね。

——小堺さんとは、かなり仲良くお仕事をされているようですね。

そうですね。小堺君は『ぎんざNOW!』の2年後輩なんですよ。『ぎんざNOW!』のときから知り合いで、一緒に番組をやっていたんです。それで彼が25歳のときに同じ事務所である浅井企画に入ってきました。それで、萩本さんが2人で修業しろというので、2人でコントをやっていたりしたんですよ。それで『欽どこ』(『欽ちゃんのどこまでやるの!』)に出て、そこからお互いにブレイクしました。当時僕はラビット関根ですね。桂文枝(六代桂文枝 当時の芸名は桂三枝)さんが付けてくれたんですよ。僕も最初は何か面白い名前だなと思っていました。

——関根勤という芸名に変更されたのはどういう経緯でしょうか。

『欽どこ』に出るに当たって、萩本さんは名前を変えろと言うんですよ。僕も29歳だったので、確かにちょっとユニークだけど、それは20代のときはいいけど、40歳、50歳になったときに、狭まるなと思ったんですよ。ラビットでは時代劇に出られないでしょう。

——『笑っていいとも!』への出演はかなり長かったですね。

長かったですね。29年かな。僕が入ったのは3年目かな。

——『笑っていいとも!』はどういった番組だったと思いますか。

あの当時でいうと、売れている人間しか出られないというような。高校野球で言うと、何か甲子園のようなそういう場ですよ。キックボクサーで言うとK-1みたいな。売れっ子の登竜門みたいな。

—— スポーツがとてもお好きなのですね。

スポーツ全般が好きですね。

意外と思われるでしょうけれども、サッカーは弱いんです。僕が弱いのはサッカーと水球。

—— 東京オリンピックが楽しみなのではないでしょうか。

楽しみですね。陸上大好きですから。走るのとか、走り高跳びも好きなんです。棒高跳びも好きですね。オリンピックは大好きですね。

—— スポーツ選手の物まねも結構されていますが、スポーツを見るときには何か芸に活かせないかという視点から見ているのでしょうか。

いや、そんなことはなく、たまたまできちゃうんです。長嶋茂雄さんの場合はエピソードがありまして、僕が23歳ぐらいのときに、スポーツ番組で長嶋さんの特集をするということになりまして、馬場さんとか猪木さんの物まねをやっていたので、長嶋茂雄の物まねはできるのかという話が来まして。本当にちょっとしかできなかったんで自信がなかったんですが、仕事が欲しいから、本当は完成してないのに「できます」とマネジャーに言って、収録まで1週間ぐらいあったので、なるべく長嶋さんを見て勉強して、50%ぐらいの感じで仕上げていって、ユニホームを着てやったわけですよ。

でも似てないなと思って、これは失礼なことをしたなと思い、悔しくてそこから1年、長嶋さんを見まくって、完成させたんですよ。

—— 最近、新しく物まねに挑戦している方っていますでしょうか。

最近BSのNHKの『偉人たちの健康診断』の本郷和人さんという歴史学者の東大教授の方です。やろうと思っていたんじゃないんですけども、突然できるようになって。

—— 力を入れていきたい分野は。

本来の姿は舞台ですね。ただ、自分のやりたいことと皆さんがテレビを通して見たいこととはギャップがあるんですよ。長年やってきてやっと分かってきて、そのギャップを埋めるようにしています。例えば、本場のインドカレーって旅行者には出せないわけですよ。やっぱりある程度辛さをマイルドにして出して、カレー

のよさ、香辛料のよさは味わってもら。舞台は「通」向けなんです、香辛料を辛いまま出すんです。次がラジオですね。ラジオは結構辛くていいんです。テレビはやっぱり結構マイルドにしないとだめです。スポンサーがいて、プロデューサーがいて、ディレクターや出演者を誰にしようとチームを組むわけですよ。

視聴者の方も直接的にお金を払っていませんから、非常にファジーな関係なんです。ところが舞台になりますと、チケットを直接買うわけですよ。それで直接見に来て、それで笑わせてくれと。だからやっぱりマイルドなものじゃだめなんです。

だから本当は自分の好きなことをやって、それがすべてで皆さんに受け入れられるんだったらそれが一番喜ばしいんですけど、現実にはそうはいかないんです。

—— 仕事に関して何か悩まれたことはありますか。

一番悩んだのは、ジャイアント馬場さん、プロレスですよ。モハメド・アリ、西城正三はボクシング。輪島（功一）さんも、具志堅（用高）さんもボクシング、プロレス、野球、千葉真一さん、そんなまねばかりなんです。だから女子に受けないんですよ（笑）。男にしか受けてこなかったんですよ。ラジオでもファンの集いをやると、9割9分が男で、女子がいないんです。

ところが、『笑っていいとも!』は女性が9割以上なんです。この違和感たるもの、どうしていいか分からなかった。30代から40代にかけて『いいとも!』は苦手でした。馴染むのに8年間かかりました。

『笑っていいとも!』には、32歳ぐらいで入って40歳ぐらいになったときに娘が9歳だったのかな。ぽっと客席を見たときに、「あ、うちの娘の数年後だ」と思ったんですよ。「あ、何だ、別にそんな緊張することもないし、ああ、そういうことを考えているんだ」と思って気が楽になったんです。苦手意識を払拭しました。娘がいてくれたおかげですね。

—— 長年芸能界を見てこられて、お笑いに変化を感じることはありますか。

圧倒的に人数が増えましたね。僕がデビューしたころは東京には同年代がいなかったんです。

当時は、養成学校がなかったですから、まず弟子みたいになっていた。僕がデビューして10年後にNSC

(吉本総合芸能学院) ができるんですよ。NSCができると今度は太田プロとか、マセキ(芸能社) だとか、それから今度はアイドルの事務所だったサンミュージックやホリプロやナベプロまでがお笑いをやるようになって、養成学校をつくるようになって、ものすごい人数がばーっと拡大していききましたよね。

昔は師匠を通さないと芸能界、芸人の世界に入れなかったんですよ。落語家と同じなんですよ。

だけど僕のころから、テレビ番組で勝ち抜いてなっちゃうから、吉本さんも気が付いたんですね。あれ、別に師匠とかの門をたたかなくても一般で公募した方がいい人材が見つかるんじゃないかと。NSCの1期がダウンタウンですからね。

コメディアンというのは、昔は、飲む打つ買うで、ちょっと悪男のイメージがありました。それが今もう小学生の憧れの職業みたいになりました。(明石家) さんまさんを筆頭にして、タモリさん、(ビート) たけしさん、ダウンタウン、とんねるず、ウッチャンナンチャン、ナイナイ(ナインティナイン) っつね。

昔はちゃんとした番組の司会ができなかったんですよ。バラエティー番組って、夜9時過ぎてからちょっとお笑いがあったんです。夜7時から9時のゴールデンタイムは、歌か映画かドラマなんですよ。それを萩本欽一さんが悔しいと、俺たちは下に見られていると。それで『欽ドン!』を始めて、そうしたら『ドリフ』が始まって、『オレたちひょうきん族』が始まって。そうするとゴールデンタイムが今はもうバラエティーがすごいでしょう。ほとんどバラエティーじゃないですか。

それで司会をさんまさんがやったり、ダウンタウンがやったり。それまではアナウンサーとか、俳優さんがやっていたんですよ。それをお笑い界の人がやるようになりましたから、まあ、変わりましたよ。僕のデビュー当時から。市民権を得すぎましたね(笑)。

——バラエティー番組に限らず、教養番組や情報番組でも司会者がお笑いの方であるのが普通な感じがしますが、これからさらにお笑いの方が活躍していく場が増えていくのでしょうか。

これはどんどん増えると思いますよね。また人数が増えましたから、そこから勝ち上がるためにみんな努力をするから、どんどん選手層が厚くなるからね。

——海外のコメディーも見たりされるのでしょうか。

僕は昔、モンティ・パイソンの大ファンでした。モンティ・パイソンとクレージーキャッツに憧れて、平成元年に『カンコンキンシアター』という舞台を立ち上げたんです。自分でやろうということになって、35歳のときに旗揚げしました。それで今年30年目です。

——今やりたいお笑いというのはどのようなものですか。

僕がやりたいのは、やっぱりナンセンスコント。クレージーさんがやっていたような、内容のないようなコントですよ。くだらないコントが好きですね。社会風刺とかはあんまり好きじゃないんですよ。くだらないのが好きなんです。

——弁護士会や弁護士に対するイメージを教えてください。

やっぱりお堅くてまじめというイメージがあるじゃないですか。だから、いろいろなタイプの弁護士がいてよいと思います。

弁護士の方もなかなか人間くさいところがあるんだ、面白いところがあるんだというようなところを、弁護士仮装パーティーとか、ハロウィーンで弁護士会がやって来ましてとって、ハロウィーンのとときに弁護士の人がいろいろな格好をしてやるとかね。そういうような活動も時には必要なのかもと思います。

——私たち広報委員会も、弁護士会のチラシを作ったり、ポスターを作ったり、PRするのに何かキャラクターを作った方がいいんじゃないかと議論をしています。

「守る君」ですよ。弁護士ですから守る君。法律を守る、そして皆さんを守る。あと耳が大きくて、「聞き耳君」(笑)。ビッグイヤーの、「BE君」です。フェネックって耳の大きいキツネのような感じでね。やっぱり柔らかい感じも、逸脱しない程度にやるといいですよ。

プロフィール せきね・つとむ

東京都港区出身のお笑いタレント、浅井企画所属。独特のモノマネやコメントで、老若男女問わず根強い人気を博している。お笑いタレントとしてだけでなく、俳優、歌手、司会者、バラエティー番組を中心に、テレビ・ラジオ、CM、舞台とマルチに活躍している。

東京三弁護士会共催シンポジウム 「企業コンプライアンスに生かす！ 今こそ育てる内部通報制度 ～国内外のグループ会社の一元窓口処理も射程として～」開催報告

公益通報者保護特別委員会委員 樋口 千鶴 (60 期)

1 シンポジウム概要

本年3月9日、標記シンポジウムが弁護士会館で開催された。消費者庁は、2016年12月、従来のガイドラインを大幅に拡充した「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を公表し、通報制度の普及、充実を推進しているが、他方で内部通報制度が生かされないまま不祥事につながった事例は後を絶たない。こうした背景もあってか本シンポジウムは満席での開催となり、弁護士の関心の高さが窺われた。

第一部は、消費者庁消費者制度課の太田哲生企画官から、通報制度の見直しに関する直近の状況を踏まえ、ガイドラインのポイントについてご講演いただいた。第二部は、多彩なパネリストをお招きし、グローバル企業における通報制度の活用と実践的工夫、国内外における通報制度の現状や課題をトピックとして、実務に踏み込んだパネルディスカッションを行った。

2 第一部：講演

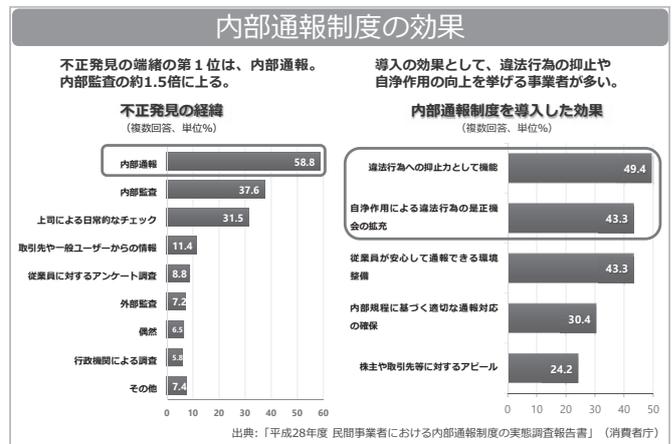
「実効性のある内部通報制度の構築にむけて」

(1) 実効性向上の必要性

近時の不祥事案に鑑み、制度の実効性の向上を図ることは非常に重要な政策課題であるとの認識とともに、大企業や国・都道府県では必ずしも適切な運用がなされておらず機能不全に陥っている例もあること、中小企業や地方自治体では、制度の普及自体が十分でなく底上げが必要であるとの分析が示された。いわゆる第三者委員会の報告書には、通報制度の形骸化、周知不足、経営幹部による不正の隠蔽といった記述が軒並み見られるという指摘もあり、事業者にとって内部通報制度を実効的に運用することの重要性が重ねて示唆された。

(2) 法改正を巡る動向

消費者庁では、有識者検討会（座長：東京大学の宇賀克也教授）を立ち上げ、制度の実効性の向上について最終報告書を取りまとめた*1。この検討を踏まえた取り組みの



ひとつがガイドラインの大幅拡充である。あわせて、2018年1月15日、内閣総理大臣から内閣府の消費者委員会に対し、法における規律のあり方や行政の果たすべき役割等に係る方策を検討することについて諮問が行われ、法改正に向けた動きが本格化しつつあることも紹介された。

(3) ガイドライン改正～4つの視点

ガイドラインは、有識者検討会で提言された4つの視点（通報者、経営者、中小事業者、国民・消費者）を基に策定された。このうち、通報者にかかる視点を最重要と位置づけ、安心して通報や相談ができる環境整備が制度の根本であること、かかる環境整備の中身として、通報にかかる秘密保持の徹底、不利益取扱い禁止の重要性のほか、通報を行って企業に貢献した人に対して正当な評価をしていく必要性も示唆された。

(4) 実効性のある制度の普及に向けて

経済界における通報制度推進の一例として「経団連の企業行動憲章実行の手引き（第7版）」にガイドラインが取り上げられていることの報告があった他*2、ESG投資*3やコンプライアンス違反倒産*4など、内部統制の重要性に関連する近時の話題も併せて紹介された。

また、ガイドラインに基づいた積極的取り組みを推進するため、事業者インセンティブを付与する観点から認証制度の導入が検討されていることも報告された。

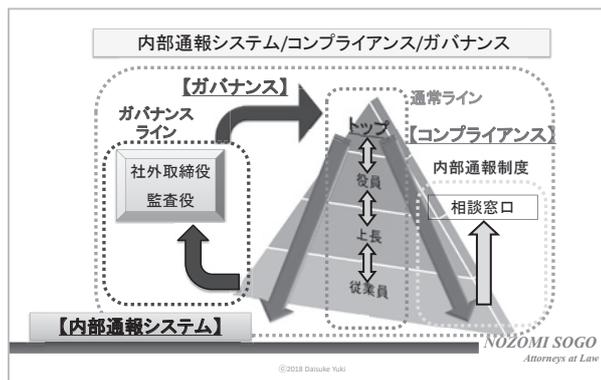
3 第二部：パネルディスカッション

(1) パネリスト

太田氏に加え、花王株式会社執行役員・法務コンプライアンス部門統括の杉山忠昭氏、結城大輔弁護士（第二東京弁護士会）、杉本武重弁護士（第一東京弁護士会・ブリュッセル弁護士会）がパネリストとなり、活発な議論が行われた。コーディネーターは、金子憲康弁護士（第二東京弁護士会）が担当した。

(2) 発言要旨

花王株式会社の杉山氏から、全世界のグループ会社すべて、及びそのサプライチェーンまで含めた通報相談体制を構築していること、及び通報を呼び込む仕組みや通報を適切に処理するための工夫が紹介された。



* 結城大輔弁護士提供

結城弁護士からは、不正発見の端緒は圧倒的に内部通報が多いとのデータが紹介された他、通報制度は企業にとってコンプライアンスとガバナンスの要になる意味でも重要な制度であること、制度の整備と実効性のある運用が重要である

との指摘があり、実務的観点から様々な具体例が語られた。

消費者庁の太田氏は、弁護士が担当する外部通報窓口について、民間の専門会社でない付加価値をいかに提供できるか、匿名性確保や秘密保持、調査是正について法律的な知見を生かすことが期待されると述べられた。また、顧問弁護士による外部窓口の兼任問題については、ガイドラインのとおり、中立性や公平性に疑義がもたれないような運用が期待されるとの指摘があった。

ベルギーからスカイプ参加された杉本弁護士は、EU法を前提とした公益通報のあり方について、GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）が個人データを欧州経済領域から第三国に移転することを原則として禁止していることを紹介し、日本企業が内部通報制度をEU拠点に導入した場合、不可避免的に個人データの処理（および移転）が生じることになるため、GDPRへのコンプライアンス対応をとる必要があることについて解説された。さらに、欧州への通報制度の導入にあたっては、歴史的な背景を踏まえ欧州人の考え方を理解した上で、通報を呼び込む工夫をすることが大切であるとの視点も示された。

4 シンポジウムを終えて

コンプライアンス充実に資する通報制度のあり方について、実務的な観点を踏まえ多方面から学ぶ貴重な機会となった。ガイドラインの大幅改訂、法改正の検討など、通報制度を巡る動きが活性化の中で、健全な通報制度の定着のため弁護士に期待される役割は大きい。数多くの弁護士が内部通報制度に関心を持ち、裾野を広げていくことの重要性を再認識させるシンポジウムであった。

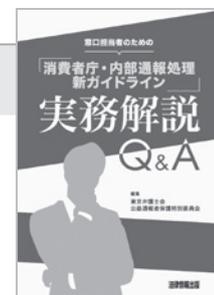
新刊ブックレット紹介

『窓口担当者のための

「消費者庁・内部通報処理新ガイドライン」実務解説Q&A』

東京弁護士会公益通報者保護特別委員会（平成30年3月 法律情報出版）

改正ガイドライン全文を実務的な観点から網羅的に解説しました。ご参照ください。



* 1：公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会 最終報告書 http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/improvement/pdf/koujou_161215_0003.pdf

* 2：一般社団法人日本経済団体連合会企業行動憲章実行の手引き 第7版 10-4 <http://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/tebiki7-10.pdf>

* 3：企業が持続可能な社会の構築に向けて貢献できているかに着目して投資先企業を選別する投資手法。環境Environment・社会Social・企業統治Governanceの頭文字を組み合わせた造語。出典：平成29年7月4日 日本経済新聞朝刊

* 4：参考：帝国データバンク「2017年度コンプライアンス違反企業の倒産動向調査」<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p180405.pdf>

議題 LGBT問題の多面的検討

2017年度の第3回目となる第44回市民会議が、2018年2月6日に行われた。今回のテーマは、「LGBT問題の多面的検討」である。

最初に当会の性の平等に関する委員会副委員長の上杉崇子会員から、LGBTに関する諸問題として、(1)セクシュアリティの多様性、(2)LGBTとSOGI (Sexual Orientation Gender Identity)、(3)差別から平等への取り組み、(4)日本国内に残されている問題、(5)性の平等に関する委員会の取り組みについて、次に当会のLGBT法務研究部部長の五島丈裕会員から、企業におけるLGBT対応について、(1)LGBTが職場で抱える困難、(2)関係法令、(3)LGBT施策をする必要性、(4)企業を評価する取り組みについての説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する(発言順)。

1. LGBTに関する諸問題について

逢見：LGBTからSOGIという呼び方に国際的にも流れが変わっているということだったが、LGBTの中のレズビアンとかゲイという言葉自体がハラスメントになるのか。言葉狩りみたいになってもいけないという感があるが、例えばどこかの場で発言するときに、どこまでそういう言葉が許されるのかというのが、まだよく分からないところがある。

連合においても、差別禁止、ハラスメント対策としての法的保護と、同性カップルの権利の法的保護の2つについて、法的な措置が必要ということで運動を行っているが、法規としてはどのようにカバーすべきか、弁護士会にはその点を教えていただきたいと思っている。

磯谷：現在、私の関係している財団では、その事業の一環として、金融教育・相談事業を実施している全国のような団体の活動を助成している。その団体の一つ

に「性的マイノリティー高齢者のためのライフプランセミナー」を開催している団体がある。同性パートナーと同居している人、まだカミングアウト出来ないでいる人等セミナーの受講者は様々。相談の内容もパートナーの介護、医療の問題、相続の問題から死後にパートナーと同じ墓に入るには等多岐にわたっているが毎回セミナーは満席となるようだ。

我が国でもLGBTの理解は以前からは格段に進んでいるようだが、こと経済面に関してはLGBTの方が高齢になると深刻な問題を生じているのが現実である。同性婚を法律的に認める海外の国々が増加している昨今、我が国でも人権擁護と同性婚法制化の取り組みが問題の根本的解決のために必要ではないかと思う。

江川：法制化が進まないのは価値観の問題があるのではないかと思う。特に法律をつくるとなると、反対意見も出てくる。ヘイトスピーチについても、もっと強い法律を求める人にとっては不満だったかもしれないけれども、できたことでそれなりに効果も出ていることも考えると、特に差別に関しては言論の自由の問題もあるから、理念法にせざるを得ないところもあると思う。

同性婚の法制化については、選択的夫婦別姓でもこれだけ大変な状況なのに、そんなに簡単にはいかないと思う。では、現状を少しでもよくするにはどうしたらいいのかというと、例えばイタリアでは婚姻ではなくてパートナーシップと言うが、そのように少しでも認められやすい方向に行くか、あるいは最初から全部求めるのではなくて、例えば相続に限ってとか、どこかで突破口をつくるという選択肢もあるのではないか。

後藤：パートナーシップ制度をつくらうとしている地方自治体に対して、あるべきパートナーシップ制度のひな形を提案するというのも、弁護士会としてやるべき1つの方向かと思う。

個別の法律相談を行うという方向もあるが、法律が差別的であれば法律相談をしても限界がある。弁護士

出席者・市民会議委員

(7人)

*敬称略

*肩書は2018年2月6日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
逢見 直人 (日本労働組合総連合会会長代行)
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)
後藤 弘子 (千葉大学大学院専門法務研究科教授)
津山 昭英 (朝日新聞社顧問)
長友 貴樹 (調布市長)

会として、より大きな提案もできるのではないかと。例えばトイレの利用についての問題があるが、東京弁護士会では男女別のトイレをやめるとか、そのようなことも弁護士会としての1つの重要な活動だと思う。

長友：啓発活動のニーズは、ここ10年来非常に高まっている。調布市でも、中学校で啓発ポスターを掲示したり、教師に対してどのような姿勢で子どもに向き合うべきかということの研修など啓発活動を行っている。弁護士会は進んだ対応をしておられると思うので、是非協力を求めたいと思う。

次に、行政の窓口では性別と年齢を確認しなければならないものもある。それに応じている色々なサービスを効率よく提供しているのであるが、現場では対応に戸惑うこともある。見れば分かるだろう、という訳にはいかず、戸籍の問題で割り切ってほしくないと言われてしまうこともある。

東京都でも対応についてのマニュアルを作成しているが、一緒になって考えながら現場で失礼があってはならないと言っているけれども、外見上どちらか分からない方に記入してくださいと言うだけでもいけないのかとか、考えたら切りがない問題がいま起きている。

さらに、制度的な対応をこれからどうしていくかということがある。多くの首長が思っているのは、「まだら対応」はおかしいということ。A市とB市とC市があって、移り住むたびにやり方が違う条例があるというのはいかしくない。やはり国の制度として確立しなければという声を大きく出していただかないと、我々としてはやりにくい。

市としてではなくて、私個人としての意見であるが、養子縁組だけは非常に慎重な議論が必要だと思っている。それは旧来の日本の家族制度という意味ではなくて、養子になる子どもの人権にも配慮が必要ということである。それについては、子どもは親の経済力も主義信条も選べないという議論もあるんだけど、そ

れとは同列にはならない話ではないかと思う。

津山：この問題は、今が社会の意識が変わる過渡期で、LGBT差別は急速に解消されていくのではないかと考えている。

若い人たちが企業に就職する際、この問題は、どの企業を選ぶかという話とつながってくる。例えば同性パートナーシップに対応している、同性カップルから届出があった場合、婚姻休暇を取得できる、家賃補助も引っ越しの際の家族加算も適用する、こうした制度がないと、働きやすい企業と若い人たちが思ってくれなくなってきている。男女の区別についても、今は自分の自認している性を書かせている企業も増えているが、これさえもやめようかという話も進んでいるようだ。現実には、人々が思っている以上に、企業社会の方がかなり変わってきているんじゃないかと思う。

LGBTに関する記事は、2015年から急速に増えて、朝日新聞と『AERA』では、地方版も含めて1年間に三百何十件、400件近い記事が載っている。これは1つは女性記者が増えたということ、それと若い人の意識が急速に変わってきているからだろうと思う。

この問題はそもそもが政策の問題ではなく人権問題なのだから、同性婚にしてもパートナーシップにしても、実現のためには、象徴的な裁判で最初にそれを権利として認めさせ、その上で法律をつくるということの方が早いように思う。人権問題なのだから弁護士会としても取り組んでもらいたい。

2. 企業におけるLGBT対応について

岡田：消費者相談の窓口でも、やはり相談者が男性か女性かというのは必要事項となっている。電話だと、名前と声で判断しているが、どうしても分からなくて恐る恐る聞くということもある。

なぜ、消費者センターで男性、女性の区別が必要か

という統計のためということになっている。ただ、本日のお話をお聞きして本当に必要事項かという、そうではないのではないかとも思う。また、そういうことを赤裸々に聞いてはいけないのだということも真摯に思った。

昨年、女子大でMTFの学生を受け入れるという記事が新聞に載った。そのときに、ああそういう時代になったんだというふうに思ったが、今回、企業とか弁護士会とか行政の取り組みについてのお話を聞いて、当然、その時期に来ているのだということを感じた。

ただ、それぞれが一緒に動いておらず、ばらばらで活動されているという感がある。それをまとめていくのは、弁護士会かなと思う。人権問題であることは間違いないので、私たちのようにあまりこの問題に接していない人間にも分かるような形で、今後もいろいろな場面で取り上げていただきたい。

江川：確かに、いろいろな統計で年齢別だとか男女別だとかいうものがある。それは、例えばこういう傾向の人たちにはリスクが高いから、そこにターゲットを絞って施策をしようとか、全く意味のないことではないとは思う。

少数者の人権はもちろん大事だけれども、その他の圧倒的多数の人たちにそうした施策をすることによって効果が上がるということもあるので、この統計の問題というのは実は悩ましい問題かなと思う。

後藤：女性差別撤廃条約に基づいてジェンダー統計を取るということになると、どうしてもLGBTではなくて男女になる。やはり男女別の統計は必要である。例えば女性活躍推進法が要求しているように、企業にどれだけ女性がいるかということは必要だが、ではLGBTの統計はどうするかという話になる。

ただ、法令の根拠を持った形での男女別の統計の必要性と、そうではなくて、別に必要ではないけれど慣習で今までそうしていたからというものがある。法

令に根拠があるものは当然必要だけれど、そのときに戸籍上の性を書けという言い方は、今の時期どうなのかなという気はする。

刑事手続で身柄を拘束するような場合でも、本当に戸籍上の性で身柄を拘束しなければいけないのかという問題もある。そういう意味で、今まで男女という2つに分けてきたところで、当然、私は女性じゃないと思う人も男性じゃないと思う人もいるほかに、男でも女でもないという人たちもいる。アメリカでは基本的にLGBTにQを付けているが、Qを付けられる社会にまだ日本はなっていないのかなと話を聞いていて思った。

長友：性別、年齢の確認については、今後は少し変わっていくと思う。

サービスを提供する上で、健康や福祉など男性対象、女性対象とはっきり分かれているものについては、確認が必要となる。しかし、例えばきめ細かいサービスを提供するためのアンケートということであれば、男性か女性かを書いてくださいといえど八十数パーセントの人は書いてくれるので、普通その程度あれば判断できる。だから、細かく一つ一つの必要性を見ていけば、あまり書きたくないという人に強制して書いてくれというようなことは、なくなってくるのではないかと思う。

磯谷：本日のお話を聞いて、弁護士会として啓蒙とか理解促進や、相談という取り組みをされているということは理解できた。ただ、企業の様々な取り組みもかなり進んでいて、一定の理解が進んでいるなどということからすると、やはり弁護士会ならではの、弁護士会でしかできないところで、先ほどの法制化についての強い取り組みを期待したい。

世界の中でも、欧米では法制化までいっているところがかかなりある一方で、なぜ日本がというところはある。道は遠いかもしれないけれど、冒頭で申したように、高齢になって時間のない方々もいる。スケジュール感をもって進めてもらいたいと思う。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第26回 女性会員ミニランチ会

～アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)について考えてみよう～

男女共同参画推進本部委員 林田 麻里 (63期)

1 女性会員ミニランチ会について

女性会員ミニランチ会は、様々な修習期の女性会員の交流を通じて、主に比較的若手の女性会員に対するメンタリングの機会を提供すべく、男女共同参画推進本部が、男女共同参画第二次基本計画に基づき2017年1月より不定期に開催している情報交換会である。これまで、「育児との両立」「仕事・営業に役立つネットワーク作りのコツ」というテーマで開催し、3回目となる今回は、ダイバーシティの現場で話題となりつつあるアンコンシャス・バイアスに関するワークショップを行った。

2 アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)とは

今回のミニランチ会では、以下のような基本情報を参加者と共有して、アンコンシャス・バイアスの事例紹介を行った後、意見交換を行った。

アンコンシャス・バイアスとは、2000年前後から着目され始めた新しい概念で、人が無意識のうちに持つ偏見のことをいう。育つ環境や所属する集団の中で知らず知らずのうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定概念となっていくものであり、バイアスの対象は、男女、人種、貧富などと様々であるものの、自覚できないために自制することも難しいとされている。アンコンシャス・バイアスは、程度や性質の差こそあれ誰でも持っているものであり、自らが有するバイアスを自覚することで、より公平な判断をできるようにすることが大切であるとされている。近年、アンコンシャス・バイアスは、女性の活躍や多様な人々が能力を発揮するのを妨げているとして、ダイバーシティの推進において注目されている。

3 意見交換

上記の情報共有を踏まえて、「どのような無意識の偏見を経験したか」「無意識の偏見との向き合い方」「無意識の偏見の対処法」等について意見交換を行った。その中で、例えば、①週末に事務所に行くと「ご家庭は大丈夫？」と訊かれるが、男性弁護士は訊かれないようである、②依頼者から担当する弁護士の性別を指定されることがあった、③採用面接で「うちは労働環境が厳しいから女性はもっとホワイトなところに行ったら？」と言われた等の経験を共有して頂いた。このような(無意識の)偏見が存在していることを男性会員にも周知すべきとのご意見もあった。一方で、女性だからと出世を遠慮する人もいるなど、女性自身も無意識の偏見を持っているのではないかとのご指摘もあった。また、ミニランチ会の総括として出された、相手が自分をどう見るかではなく自分がどう働きたいかを大切にすると良いとの意見が印象的であった。

4 結びにかえて

ミニランチ会は、坂野事務局次長による興味深いテーマのアイデア出しや芹澤事務局長による丁寧なサポートもあり、参加者間で積極的な意見交換を行うことができ、とても貴重な機会となったと思う。参加者同士で修習期を超えて名刺交換をする機会にも恵まれ、今後の私的な懇親のきっかけに飲み会の企画なども行っていきたいと思った。

女性会員に限定したイベント開催については様々な考え方の会員もいることと思うが、一参加者としての個人的な感想としては、女性会員だけであるからこそ相談できる本音を話すことができ、温かいエールをもらえるなど大変有意義な機会となった。

近時の労働判例

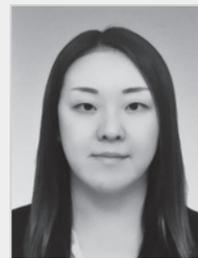
～労働法制特別委員会若手会員から～

第63回 東京地裁平成29年3月28日判決

(エイボン・プロダクツ事件／労働判例1164号71頁)

会社分割に伴う商法等改正法附則第5条の協議(5条協議)の有無と労働契約承継の成否等

労働法制特別委員会委員 太宰 未桜 (62期)



1 事案の概要

本件は、平成24年当時、化粧品類等の製造・売買等を行うY社のA工場の製造ラインで勤務していたXが、Y社がA工場について新設分割（以下「本件会社分割」）し設立した完全子会社であるO社の解散を理由にO社を解雇されたため、Y社に対し、主位的に労働契約上の権利を有する地位にあることの確認及び賃金・賞与の支払い、予備的に不法行為に基づく損害賠償の支払いを求めた事案である。時系列は、概ね以下のとおりである。

平成24年4月9日、Y社代表者Eは同年7月2日付での本件会社分割を決定した旨を公表した。同年5月上旬、A工場のB工場長は朝礼でXらに本件会社分割に関し説明した。同年5月7日から22日にかけて、Y社はXに退職勧奨し、同月24日までに意向を明らかにするよう要請した。同年5月16日、Y社は新設分割計画書を作成し、同月22日、これを本店に据え置いた。同年5月23日、Xは労組に加入し、同月24日、労組を通じて退職勧奨を受け入れない旨を通告した。同年5月31日、B工場長はXとの面談で、労組から脱退すればXをリストラの対象から外しO社の代表取締役として雇用を守る旨を約束し、同日、Xは労組を脱退した。同年6月4日、Y社はXに本件会社分割に伴う労働契約承継の通知書を交付した。同年6月7日、B工場長・人事労務担当者はXらに本件会社分割の概要を説明した。同年6月10日、XはY社退社にあたり秘密保持誓約書を提出し、同月11日頃、XはO社との雇用契約書の配布を受けた。同年6月12日、承継法上の通知期限日（5条協議の実施期限）が到来し、同月27日、Y社株主総会において本件会社分割に係る新設分割計画が承認された。

同年7月2日までに、Xは雇用契約書に署名押印し、同月2日以降、Xの労働契約はO社に承継された。平成26年1月20日、O社はXに解雇通知書を交付し同月31日付でO社の解散決議を理由にO社を解雇する旨の意思表示をし、同月31日、O社は株主総会決議により解散した。平成27年4月11日、Xは本訴を提起した。

2 裁判所の判断

本判決は、本件会社分割に伴うXの労働契約の承継に関する手続きが5条協議の趣旨に違反するかにつき、以下のとおり判断してXの請求を認容した。

(1) 労働者の希望等をも踏まえつつ分割会社に承継の判断をさせることによって、労働者の保護を図ろうとする5条協議の趣旨からすると、承継法3条は適正に5条協議が行われて当該労働者の保護が図られていることを当然の前提とする。

株式会社の新設分割において、承継法3条によれば分割をする会社との労働契約が分割によって設立される会社に承継されるものとされている労働者と当該分割をする会社との間で、5条協議が全く行われなかった場合、又は、5条協議が行われたものの、その際の当該会社からの説明や協議の内容が著しく不十分であるため法が5条協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合には、当該労働者は当該承継の効力を争うことができ、分割会社との労働契約上の地位確認の訴えを提起することができる（最高裁平成22年7月12日第二小法廷判決〔日本アイ・ビー・エム（会社分割）事件／労働判例1010号5頁〕）。

5条協議が法の求める趣旨に沿って行われたかどうかを判断するに当たっては、平成12年労働省告示第127号「分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針」に沿って行われたものであるか否かも十分に考慮されるべきである。

(2) Xは、B工場長との間の個別の話合いにおいては、リストラや労働組合に加入してリストラに抗うことで不利益を被る蓋然性が高いことを示唆される中で、労働組合を脱退することと引替えに労働契約のO社への承継の選択を迫られたにすぎず、そのような話合いの内容は、Xが労働契約をO社に承継されることに関する希望の聴取とは程遠く、法が5条協議を求めた趣旨に反することが明らかである。したがって、Xは、本件会社分割によるY社からO社への労働契約承継の効力を争うことができる。

3 本判決の検討

(1) 本判決は、前掲日本アイ・ビー・エム（会社分割）事件の判例を踏まえて、承継法3条に基づき分割会社との労働契約が新設会社に承継される労働者が契約承継の効力を争うことができる要件を、①5条協議が全く行われなかった場合、又は②5条協議における分割会社からの説明や協議の内容が著しく不十分であるため、法が5条協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合とし、平成24年5月31日のB工場長との面談を5条協議ととらえ、不当労働行為（支配介入）ともいうべき言動のあっ

た当該面談を要件②に該当するとして、Xの請求を全部認容したおそらく初の事例判決である。なお、控訴審で和解が成立している。

(2) どのような事情があれば要件②に該当するといえるかについて、本判決が引用した前掲日本アイ・ビー・エム（会社分割）事件の判例解説は、「5条協議における会社側からの説明が、その態様や内容に照らして、個別労働者が協議において自らの労働契約の承継に係る意向等を明らかにするためのものとして著しく不十分であったかどうかが問題になる」「当該労働者が承継を拒否する個別的事情、会社側が分割計画等の諸事情に照らして当該労働者の要求を受け入れ得る現実的可能性の有無、その他協議の態様等のいかんによっては、当該協議が著しく不十分であるとされる余地もあり得る」として、協議の態様を判断要素として挙げている（小林宏司「最高裁判所判例解説民事篇平成22年度（下）」477頁以下）。本判決は、上記2(2)のXとB工場長との協議の態様から、5条協議が著しく不十分であると判断したものと解される。

(3) なお、本判決は、Xの主位的請求が信義則に反する訴権の行使といえるかについて、本訴の提起自体は、XがO社で勤務を開始してから約2年9か月後、XがO社を解雇されてから約1年2か月後になされたものであるが、本訴の請求が消滅時効にかかるものでもないことからすると、信義則に反する訴権の行使に当たるとはいえないと判断した。この点、裁判所は、解雇後の期間、労働者及び使用者の態度等を考慮して事案ごとに判断している。

事例報告

覚せい剤密輸事件の無罪事例

刑事弁護委員会副委員長 大橋 君平 (55期)

1 事案の概要

覚せい剤約4キログラム（末端価格1億6000万円相当）を隠し入れたキャリーケースを外国から日本国内に持ち込もうとして、税関の検査場で発見され、逮捕された人物がいた。

この運び屋は、黒くコーティングされたお札を元に戻す薬品を運ぶ仕事を依頼されたままで、覚せい剤を運ぶつもりはなかったと取調官に語り、不起訴処分と釈放された。その後、捜査機関は、荷物の中身を塩に入れ替え、それを受け取る者を検挙するクリーンコントロールドデリバリー（CCD）捜査を行う計画を立てた。運び屋は捜査に協力することになった。

運び屋は、仕事の依頼主に電話で連絡を取り、指示を仰いだ。2度にわたり受渡し日時が指定されたが、いずれも、荷物を受け渡すには至らなかった。しかし、最初のCCD捜査の際に、荷物を受け取ろうとしたとされるA氏、B氏及びC氏が、覚せい剤密輸に共謀関与したとして、逮捕・起訴された。

私は、当委員会の布川佳正委員とともに、A氏の国選弁護人に選任された。

2 争点

3名は、揃って、CCD捜査の際に荷物を受け取ろうとしたこともなければ、覚せい剤密輸に共謀関与したこともないと主張した。

これに対して、検察官は、3名全員が、覚せい剤密輸よりも前から、荷物の回収役を引き受けていたと主張した。①3名の密輸以前の電話での連絡状況と、②3名のCCD捜査当日の行動状況と電話での連絡状況から、共謀が認められるというのである。

公判前整理手続の結果、検察官が請求した書証等69点と証人18人が採用されることとなった。19回の公判期日が指定された。なお、C氏については、諸般の事情から、公判前整理手続中に手続が分離された。

3 裁判員裁判での公判弁護の方針

B氏の国選弁護人には、当委員会の岡田浩志委員長と浦城知子委員が選任されており、A氏・B氏両名の弁護人全員が、当委員会での活動を通じて、普段から互いに弁護技術を研鑽し合う関係にあった。そのため、公判弁護の方針は、弁護人4名で率直な意見交換を行った上で、適切な役割分担を決めつつ策定することができた。公判期日中も含めて多数回の会議を設けたが、全く苦にならなかった。

密輸以前の電話状況には、密輸の相談がされたといえる決定的な根拠はなかった。どのような内容の通話がされた可能性がありうるのか、弁護人同士で、多数の証拠を検討しつつ長時間にわたり徹底的に議論を重ねたが、密輸の相談以外の様々な可能性が想定できるという結論が変わることはなかった。問題は、検察官証人に、捜査官が多く含まれていたことだった。立証責任が検察官にあることを明確にした上で、13名の捜査官に、確かな根拠のない彼らの見立て（意見・推測・印象）を語らせないことが重要だと考えられた。

また、A氏・B氏は、公判で包括的黙秘権を行使することを希望した。もし、裁判員に「無罪なのであれば、なぜそのことを自ら語らないのか」と受け取られてしまったら、黙秘権の保障は無に帰する。黙秘権が憲法上保障された重要な権利であることを明確にした上で、公判で、終始黙秘すると分かっているA氏・B氏に対して検察官から敢えて質問がなされることの

ないよう、被告人質問自体を行わないことが重要だと考えられた。

4 冒頭陳述

検察官の主張する間接事実は、多岐にわたり、また、証拠関係も複雑だったことから、検察官は、4回にわたって冒頭陳述をすることとなった。検察官は立証のテーマを4つに分けて、テーマごとの立証の導入として、冒頭陳述を行ったのである。

弁護人は、検察官が冒頭陳述を行う都度、それに対応する内容の冒頭陳述を行った。単なる反論ではなく、毎回の冒頭陳述で、同じことを強調した。それは、①黙秘の態度を不利益に考慮してはならないこと、②証明責任は検察官にあり、検察官は合理的疑いを超える証明をできないこと、③仮に捜査官が意見・推測・印象を述べたとしても、それは事実認定の基礎とならないことの3点だ。

アメリカ陪審裁判では、法廷で、裁判官から陪審に対して、黙秘権や立証責任等についての教示が行われる。その具体的な内容も調べた上で、裁判員を正しい判断に導くべく、慎重に言葉を選んだ。

捜査官は、彼らの意見・推測・印象を証言することはほぼなかった。

5 尋問

捜査官証人の証言内容について、その詳細を予測することは難しい。弁護人はいくつかの可能性を想定して反対尋問に臨んだ。

全く想定していなかった証言内容で慌てたこともあったし、反対尋問で弾劾することを予定していた証言がなされずに拍子抜けしたこともあった。入手できなかった通話記録があるが大勢に影響はない旨の証言の直後に、捜査機関が入手できなかった通話記録にはどのようなものがありうるのか、その通話記録が相当量にのぼる可能性がどの程度あるのかに関する事実調査を行って、やむを得ない事由ありと主張して、その調査

結果に関する証拠を請求した場面もあったし、結果的に、一切、反対尋問を行わなかった証人も何人かあった。

いずれにしても、公判期日が終わるたびに、尋問結果を踏まえて、弁護側のセオリーの見直し・再構築を行う必要に迫られた。運び屋が仕事の依頼主から聞いた話は、どこまでが事実だといえるのか。回収役を引き受けた者は、どのような意思疎通をして、どのような行動を取るといえるのか。多数の捜査官が断片ばかりを語るCCD捜査の過程で実際に起こったことは何だったのか。納得のいく結論が出るまで、弁護人同士で議論を重ねて、その成果を弁論に集約していった。

検察官立証終了時点で、A氏・B氏の弁護人それぞれから、被告人質問を施行すべきでない旨の意見書を提出した。場合によっては、口頭で詳細な反対意見を述べ、個々の質問にも異議を出す心づもりだったが、裁判長は、A氏とB氏に改めて黙秘権告知を行った上で、供述するつもりがあるかをたずねたのみで、それ以上の被告人質問は行われなかった。

6 弁論

検察官は、A氏・B氏兩名につき、懲役15年及び罰金800万円を求刑した。

弁護人の弁論は、全ての争点について論じ尽くすのではなく、無罪という結論を導く上で欠かせない論点のみに絞った。密輸前になされたA氏・B氏・C氏の通話の頻度・時期からすれば、回収役を引き受けたというのは不自然であり、他に回収役がいた可能性を否定する根拠はどこにもなかった。黙秘の態度を不利益に考慮せず、証明責任が検察官にあることを踏まえて検討すれば、必ず無罪の結論に至るはずだという確信を持ちつつ、弁論を終えた。

7 判決

判決主文は「被告人兩名はいずれも無罪」であった。検察官控訴なく確定した。

後に、C氏についても無罪判決が確定した。

第73回

若手弁護士に聞く～新65期修習貸与金の返済を目前に控えて～

聞き手：新進会員活動委員会委員 船橋 桃子 (67期)

新進会員活動委員会では、若手の意見や若手に役立つ記事を掲載してきました。今回は、給費制廃止後、最初の修習期となった新65期の貸与金返済が目前に迫っていることから、あらためて給費制廃止や71期からの一部給費制等に関する若手弁護士の意見を集約すべく座談会を開催し、新65期の重富智雄会員と野口景子弁護士(第二東京弁護士会)、67期の木川雅博副委員長と宮崎大輔委員(以下、敬称略)からお話を伺いました。

—まず、学部・ロースクール時代に奨学金を利用していたか、修習中に修習資金の貸与を受けていたか教えてください。

重富：ロースクール時代は有利子・無利子の奨学金を両方借りていました。2015年から奨学金の返済は始まっていて、2033年に払い終わる予定です。奨学金は計600万くらいあるので、貸与金と合計すると約900万円です。

野口：奨学金は借りておらず、修習期間中最後の半年間のみ貸与制を利用したので130万円程度です。

木川：私は奨学金と貸与金の合計が700万～800万円くらいです。

宮崎：私も重富会員と同様で、ロースクール時代の奨学金が600万くらいなので、貸与金と合わせると合計約900万円ですね。

—新65期から修習資金の給費制が貸与制へと変更されましたが、貸与制を原因として司法修習を辞退しようと考えたことはありますか。

重富：修習を辞退しようと考えていたことはありません。ただ、1期上の64期は、修習開始日の前日に貸与制のスタートが猶予されたという経緯があったので、新65期においても猶予されるよう願っていました。ですが、結局新65期から貸与制がスタートしてしまい、落胆したのを覚えています。また、引越しが必要な修習地に配属されたことで修習を辞退した人は周りにいます。

野口：修習開始直前に病気を患ってしまい、将来不安から借金をしてまで修習に行くか悩みました。また、周囲には、給費制復活を期待して、新65期では修習に行かなかった

人や、1回目に司法試験に落ちてしまい、貸与制への変更がきっかけで2回目の受験を辞めた人もいました。

—貸与制により修習中に具体的に困ったことはありますか。

重富：私は函館修習だったので、東京での就職活動のための交通費を節約するために、函館から東京まで夜行バスを利用したことが大変でした。

野口：貸与を受けていないため手持ちの現金が少ない上、修習地の熊本から東京への就職活動費の負担もあり、食べたいものも満足に食べられないような状態でした。本も買えませんし、教官が参加する飲み会にもほとんど行けませんでした。

宮崎：合格時の年齢から貸与を受けないという選択肢はなかったもので、精神的には相当追い詰められました。

—71期より一部給費制がスタートしたため、新65期～70期はいわゆる「谷間世代」と呼ばれるようになりました。この谷間世代の問題に関する意見をお聞かせください。

重富：給費制が事実上復活したこと自体は良いことだと思います。ただ、月額13万5000円というのは、修習に専念するための費用としては全く足りないと思います。足りない分は結局貸与で賄わなければならないので、給費制が復活したと捉えるのは時期尚早だと思います。そして、谷間世代の我々は明らかに不公平だと思います。

野口：新65期は、司法試験合格が1年早ければ、給費を受けることができた世代。逆に70期は、合格が1年遅れていれば給費を受けることができ、早く合格した人が損をする世代です。わずか数年でこれほど大きく制度が揺れ、

谷間世代の6年間だけ何も支給されないという理屈はないと思います。

木川：修習専念義務があり、最高裁の指揮監督に服する準公務員という位置づけに変わりはないにもかかわらず、新65期以降の修習生についてのみ従前と待遇が異なるのはおかしいと思います。

宮崎：どの期であれ同じ内容の修習をしたにもかかわらず、一方では給費を受け取り、私達は無給です。これは0か100かの差であって明らかに平等権違反です。谷間世代には、本当に経済的に困っているにもかかわらず会派等に属していないために声をあげる機会が無い弁護士も沢山いると思います。日弁連等にはこのような声をあげられない弁護士の意見も広くインターネットで募る等、簡便な方法を用いて、意見を集約していただけるように是非お願いします。

—— 谷間世代に対する経済的支援等について、国や日弁連、単位弁護士会に対する提言や意見等がありますか。

重富：国に対しては、やはり日弁連が窓口になって政策等を提言しなければいけないと思います。谷間世代への救済策は何かしらお願いしたいところですが、日弁連や弁護士会が負担するのではなく、できれば国から勝ち取って欲しいと思います。

野口：具体的な経済支援措置としては、貸与を受けていた人には71期以降に支給される金額と同額の返済を免除し、貸与を受けていなかった人にはこれと同額を支給するのが望ましいと考えています。さまざまな事情で貸与制が利用できなかった人の中には貯金を切り崩しながら月12万円程度で必死に生活していた人もいますから。

木川：極論をいえば、谷間世代は実質的に待遇・身分が異なるわけですから、公益活動をしなさい、また、金にならない仕事はしないという方に文句は言えないかもしれません。助けてもらえないのであれば自力で何とかするから公益活動はしませんよという方が出てきてもおかしくはないと思います。

宮崎：国に対しては、現実的な措置として、貸与金の返済開始を猶予してもらいたいです。谷間世代は子育て等をしている方も多いのに、1年分30万円を毎年一括で10年間も払い続けることができますか。地方の単位会では、会費の大幅な減額、仕事の優先的な斡旋等を決定しているところもあるようですが、東京弁護士会の対応は非常にあいまいだと思います。先輩方は谷間世代だけを犠牲にされるのでしょうか。

—— 最後に一言ずつお願いします。

重富：私は奨学金もかなりの額を借りていましたので、弁護士になったばかりの時には本当に大きな不安しかありませんでした。弁護士という仕事がとても魅力的だという気持ちは6年目を迎えた今でも全く変わりはありませんが、弁護士になるまでの時間的・経済的負担のことを考えると、これから弁護士を目指そうとする下の世代の人達の背中を素直に押せないような心境です。その大きな要因になったのは、やはり貸与制です。完全な給費制の復活を願っています。

野口：谷間世代はすでに修習を終えましたが、6年目を迎えた新65期をはじめ、それぞれ経験を積み、さまざまな分野で社会に貢献できる可能性を持っています。こうした人材が300万円の返済が足枷になって新しい分野に挑戦できないのは社会にとって損失だという視点も必要です。6年間の分断を埋めるために、我々自身、日弁連、単位弁護士会だけでなく、国も施策を考えるべきです。

木川：谷間世代はお金がないから公益活動・会務活動をやらないという運動が起こったとしても異常ではありません。貸与制への変更により、多様な人材が法曹界に入ってきたり、公益活動をやりたがらない弁護士が出てきたりする結果が生じたならば、社会インフラである法曹三者を軽視した国の政策が批判されても仕方がないと思います。

宮崎：とにかく、谷間世代の問題は、平等権違反に尽きます。法律家になった私としては、このような不平等な貸与制を認めることは絶対にできません。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

32期(1978/昭和53年)

自分なりに法曹像を模索した修習時代



会員 加藤 文也 (32期)

はじめに

私は、今から40年前の1978年4月から第32期司法修習生（総数約470名）として、2年間の修習を受けた。

当時、修習担当の先生から、修習時代は、人生の輝きの時であると言われたことがあったが、今振り返ってみても、そのような時であったとの思いを抱いている。

充実していた修習

(1) 2年の修習内容

2年の修習期間の内、前期と後期の4か月は、湯島で集合修習が、残りの1年4か月は、各実務修習地に散り、修習が行われていた。研修所はもちろんのこと、各実務修習地でも法曹三者が一体となって密度の濃い修習が行われていた。修習時代は、それまでと異なり、自分で自由に使える時間が豊富にある解放感のある時であった。そのようななかで、各人が各人なりに一人前の実務法曹になる志を持ちつつ、共に学び、語り合い、そして遊んだ。当時、ほとんどの修習生が、実務修習の後半ごろになって自分の進路を決めており、弁護士になる者は、後期修習に入ってから事務所を決める者が多いというゆったりとした時間が流れている時代であった。

(2) 多くの先輩法曹の姿を見て

修習の中心は、1年4か月の実務修習で、私は京都で実務修習を過ごした。何と云っても、生の事実に対して法がどのように機能しているのかを知ることは、とても新鮮であった。また、裁判、検察、弁護の修習を

通してみて、それぞれに、その役割、機能、困難、やりがいというもの的一端を知ることができた。

修習中は、意識的に多くの先輩法曹のお話をお聴きするようにした。高名な僧侶で且つ弁護士であった田辺哲崖先生が「人間徹することは難しい。弁護士しかり、僧侶しかり」と話されたのは今でも印象に残っている。その生き方、仕事に対する姿勢については夏目文夫弁護士から学ばせていただいた。夏目弁護士は、大学の神学部を卒業され、一旦、牧師になった後、独学で司法試験に合格され、当時、人権課題を含む事件にも自然体で取り組んでおられた。

修習当時、同期の仲間らと見た五山の送り火、淡雲の中の金閣寺、広隆寺の弥勒菩薩像、奈良東大寺のお水取り、下鴨神社の観月の会など今でも懐かしく思い出す。

私は、実務修習の後半になって、任官志望から弁護士志望に変え、後期修習になってから、事務所訪問し、自分が入る事務所を決めた。なお、当時、京都は任官希望者が集められていたようで、同期の京都の修習生24名の内、半分が任官している。

おわりに

実務を重ねてきて気づくことであるが、修習同期の仲間はその多くが、同じような経験をしながら、年月を積みかさねていく。密度の濃い時期を共に過ごした同期の仲間との友情は修習時代の賜であったとの思いを強くしている。来年、40周年の集いで同期の仲間と再会するのを楽しみにしている。

新人だって頑張ってるんです。

会員 陳 裕真



「弁護士」という肩書だけで「先生」と呼ばれるようになって早1年、果たして私のことを本当に先生と思ってくれるクライアントはどれだけいるのだろうか。

1 クライアントから 仕事の依頼をされるということ

法的なトラブルを抱えた人が、弁護士という肩書を持った見ず知らずの人間に対し、決して安くはない報酬を支払って、自分の問題の解決を依頼する。実に変である。業務に追われれば追われるほど、その事実を見過ごしてしまいがちだが、我々の日常は、その都度、局地的に非常に大きな責任をもたらしているのである。

2 責任という言葉

「責任を取る。」という言葉は日常的に使用される。では、「責任を取る。」とは具体的にどういうことなのだろうか。

スポーツ中継などで、「〇〇選手は、自分のミスを自分で取り返しましたね」なんていう解説をよく耳にする。〇〇選手のように、自分の犯した失敗によって生じた結果をチャラにすることが「責任を取る。」ということなのだろうか。

私は、それは違うと考えている。経営学の世界では「責任」を「accountability (説明責任)」と訳すように、金融商品取引法が、損失補填を禁止して、むしろ契約締結前交付書面の充実を図っているように、「責任を取る。」というのは、自分の行動をしっかりと説明することができることをいうのではないだろうか。〇〇選手は、ミスを取り返したことでなく、ミスをしたときさえも全力でプレーしていたからこそ、試合に出場しているメンバーとしての責任を果たしたといえるのである。

3 麻雀という遊び

最近はめっきり機会が減ってしまったが、私は非常に麻雀が好きである（すごく弱いのだが…）。大学生のころは、友人の友人などとも打つ機会が多くあり、友人に呼ばれるたびにポコポコにされていたものである（私は麻雀がすごく弱いのである…）。そんな麻雀を愛するものの、麻雀にはいまいち愛されていない私が必然的に身に着けたスキルが、「同卓した人が強いかどうかを見極める能力」である。極端な話、私は、相手が着席した瞬間にその人がどの程度強いのか分かるのである。

なぜ、打つ前からその人の強さが分かるのか。それは、麻雀が強い人ほど自分に自信を持って麻雀を打っているからである。初めて戦う相手を前に、全く物怖じすることなく自分の麻雀を打てる人間は、こぞって自分に自信があるのである。

これは法律相談でも全く同じだろう。新人弁護士は、自らの知識にない質問をされれば、慌てふためくしかない。しかし、読者の諸先輩方は、自らの知識にない質問に対してもドーンと構えて回答するはずである。この違いは、まさに法曹としての自分に自信があるかの違いなのである。クライアントから見て、自信がなさそうな新人弁護士とドーンと構えているベテラン弁護士、どちらが頼りがいのある弁護士に見えるかは論を待たない。

クライアントから信頼されるために、法曹としての自分に自信をつけるためには、自分の行動すべてについて説明責任を果たすことのできるよう日々の業務に取り組むほかないのである。ファイナンスロイヤーとしての道は長く、そして険しい。

『海の祭礼』

吉村昭 著 文春文庫 730円(本体)

幕末の米国人英語教師を通して 開国の背景を描いた歴史小説

会員 杉森 朗子 (67期)



今年2018年は、明治時代が始まった1868年から満150年を迎える節目の年にあたる。

だからというわけではないが、今年、プライベートで静岡県の下田を訪れた。下田は、言わずもがなであるが、日米和親条約によって即時開港された地である。下田の街でペリーが上陸した地を踏み、ペリー艦隊が下田条約の調印の場所となった寺まで歩いた道を歩き、日本で最初の米国領事館として境内に星条旗を掲げた寺を訪れるうちに、約200年もの間鎖国を続けていた日本がまさに開国しようとする混乱のときを肌で感じ、すっかりその時代に心を奪われてしまった。

そんなわけで、下田から帰ってきた後に開国の頃を描いた本はないかと探した結果、出会ったのが本書である。本書は、明治時代を迎えるおよそ20年前に、日本に対する憧れから漂着を装って単身で利尻島に上陸したアメリカ人青年ラナウド・マクドナルドと、英語の習得を切望する若き通詞（通訳）でその後日本開国を迎える際に通詞を担当した森山栄之助との交流と、度重なる外国人入国者・外国船に右往左往する幕府や開国に至る経過を描いた小説である。

開国に関する多くの人の理解は、ある日突然ペリー率いる黒船が浦賀に来航し、江戸中が大騒ぎになり、力を弱めていた幕府はアメリカ側の圧に押されて日米和親条約・日米修好通商条約を締結し開国した、という程度のものなのではないかと思う。しかし、実際には、ペリーが来航する前からイギリス船、

ロシア船なども交易を求めて日本を訪れていた。当時、イギリスは他国に先駆けた産業革命を背景に海上覇権をとり、インドや清、東南アジアを支配下においている。これに対して、アメリカやロシアはイギリスに後れて海外進出を図っており、いわば後進国にあたる。しかも、アメリカは、独立してわずか100年あまりの新興国でもある。では、なぜ、日本を開国させることができたのが当時大きな力をもっていたイギリスではなくアメリカだったのか。なぜ、ペリーは当時の貿易の窓口である長崎ではなく、浦賀を選んでやってきたのか。本書は、そんな疑問に対して見事に答え、当時の世界情勢や外交事情を教えてくれる。また、アメリカのペリー、ロシアのプチャーチンは、それぞれ競うように日本に開国を迫るが、その目的の違いとその裏にある国情・政策の違い、交渉方法の違いとその裏に出島から追放されたシーボルトが絡んでいたことなどは大変興味深く、これまでの断片的な知識が線になっていくような快感を覚えた。

開国により、日本には数えきれない新しい物・技術・文化が入ってきた。つまり、その新しいものの数だけ150周年を迎えるものがあるということになる。実際、内閣官房が「明治150年」関連施策として取りまとめている明治期に活躍した人や記録に光をあてた様々な講演、展示、イベントの数は実に多い。この節目となる年に、せっかくなので、もう少しこの時期の日本や諸外国の様子に浸ってみようと思っ



イーサン・ハントに憧れて

会員 菅沼 篤志 (54期)



「月1ボルダリング」と所内のスケジュールに入力するようになって早1年半。毎月1回はボルダリングをしている。

皆様はボルダリングをご存知だろうか？

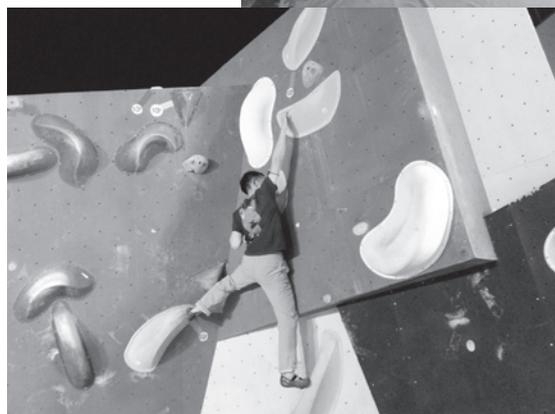
2020年の東京オリンピックの正式種目となり、また、日本人選手が活躍していることからマスコミへの露出も増えているので、ご存知の方も多いかと思う。

ごく簡単に説明すると、手には滑り止めのチョークをつけ、足にはちょっときつい専用のシューズを履いて、レベルにあわせてスタートからゴールまで設置された壁についている大きさも形も様々なホールドを登っていく、これがボルダリングだ。

そもそも私がボルダリングをやりたいと思ったのは、映画「M:I-2」の最初のシーンでトム・クルーズ扮するイーサン・ハントが絶壁をロープもつけずに登っていくのを見てカッコいいと思ったからである。さすがに自然の絶壁を登るのは絶対無理と思ったので、代替のものとしてボルダリングにたどり着いたというわけである。ランニングをする人が頭の中でロッキーのテーマ曲が流れるように、私はボルダリングをするときは頭の中にイーサン・ハントの姿が浮かび、そのBGMが流れる。

腕の力にはちょっと自信があったが、最初は思ったようには登れず、途中で力尽きて落下していくところから始まった。もちろん翌日は腕はもちろん全身激しい筋肉痛に悩まされた。うまい人をよく見ると、腕の力だけではなく、バランスや体幹が重要であることに気がつく。うまい人は男女を問わず筋肉質のやせ形の人が多いが、ぼっちゃりしている腕の筋肉もなさそうな女性が、私が全く歯が立たない課題をいとも簡単にクリアしているのを見るにつけその感を強くする。

それから月に1回と決して多くない回数だが、1回約2時間、何度もめげずに課題をこなしていくうちに、自分でもその成長がわかる程に慣れていき、手足が思う



ように動いてくれるようになった。これまで歯が立たなかった課題をクリアするというのは至極爽快な気分だ。

ボルダリングは、初心者の方でも気軽に楽しめる。都市にはジムがいくつもあり、動きやすい服装の準備さえすれば、チョークやシューズはレンタルが可能なので仕事帰りにちょっと寄って行くことも可能だ。さらに、ボルダリングジムは室内なので、うとうしい梅雨の時期であろうが、真夏や真冬であろうが、花粉の時期であろうが、快適に体を動かせる。

そして、何よりもボルダリングは頭を使うスポーツである。難しい課題になればなるほどクリアするためには、登る前に下から眺め、手はこのホールドにかけ、足はあのホールドを使ってと思考を巡らす必要がある。それはパズルを解くようで、自分が思ったとおりのルートで課題をクリアできたときの達成感といったらない。

気軽に始められるので、皆さまもぜひ体験してみたいかがであろうか。東京オリンピックまでに体験していれば、日本人選手の活躍をまた違う目線で見られるはずだ。

今の目標は一度だけしか経験していない「外岩」でのボルダリング。自然の岩に挑むときの気分は正にイーサン・ハント。究極の目標はドバイにあるブルジュ・ハリファに登ることだ（笑）

vol.10 将棋会から 将棋を始めてみませんか？

2016年のLIBRAで何回かにわたって将棋会の紹介記事が連載されました。その連載の効果に加えて「藤井聡太ブーム」の影響なのか、最近は老若男女問わず初心者・級位者の新規入会が大幅に増えています。そこで、今回は、最近将棋に興味を持った初心者や級位者の方を対象に開催している「初心者・級位者の会」をご案内しようと思います。

将棋会 中嶋 翼 (67期)

1 初心者・級位者の会

将棋会では、従来から開催していた例会に加えて、初心者・級位者を対象とした「初心者・級位者の会」の開催も始めました。この企画は、「有段者が多い場には行きにくい」「同じくらいの棋力の人と指したい」「何十年も指していないので、どのくらいの棋力なのか分からない」「ルールもあやふやなので、ルールを確認しながら少しずつ始めてみたい」といった方々が楽しく会員同士で将棋を指せる場を設けるものです。初心者の方にはご希望に応じてルール指導や駒落ち対局なども行います。

多くの方に参加いただける時間帯に開催すべく、平日18時30分を開始時刻(21時頃終了予定)としています。場所は弁護士会館4階「第2会員室」です。途中参加・早退も自由です。

少し興味があるけど将棋を始めるきっかけがない、というような方も気軽に参加できるように、参加費を無料としています。

ベテラン会員の方から登録したばかりの若手まで、棋力も棋歴も登録年数も問いません。少しでも興味のある方は、ぜひ一度お越しください。

今回は、平成30年6月22日(金)18時30分から弁護士会館4階「第2会員室」にて開催予定です。

今後の開催予定や詳細については、下記の「弁護士将棋会公式ブログ」(<https://blog.goo.ne.jp/bengoshi-shogi>)でも告知しています。

2 将棋会公式ブログ

将棋会では、今年から「弁護士将棋会公式ブログ」(<https://blog.goo.ne.jp/bengoshi-shogi>)を開設しました。今後の開催予定の告知や、「初心者・級位者の会」や通常の例会などの活動内容の紹介などをしています。



羽生善治永世七冠との懇親会(2017年開催)には60名を超える参加者が訪れた。

このブログは、将棋会会員名簿やメーリングリストに登録していない方にも情報提供することを目的のひとつにしています。

興味を持たれた方は、「弁護士将棋会 ブログ」で検索してみてください。

3 例会

将棋会では、年4回の例会も従来どおり開催しています。これはプロ棋士による指導対局や会員同士の自由対局などを行うものです。初心者から高段者まで幅広い参加者がいます。

開催日程や詳細については、弁護士将棋会公式ブログをご覧ください。

4 将棋会への参加方法

「初心者・級位者の会」や例会などの活動に参加をご希望の方は、下記連絡先までご連絡ください。メールアドレスとFAX番号をお伝えいただければ、幹事にて名簿及びメーリングリストに登録し、今後の開催予定等のご案内をお送りします。

もちろん、ご不明点に関するご質問・お問い合わせにも対応します。

年会費は無料なので、会員登録による費用は一切かかりません。老若男女・経験・所属会等を問わず、「将棋を指してみたい」弁護士の方は誰でも大歓迎です。東弁会員に限らずお誘い合わせのうえ、奮ってご参加ください。

法律学・法哲学
 『裁判員時代の法リテラシー』土山希美枝／日本評論社
 『法政策学の試み』神戸大学法政策研究会／信山社
 『司法研修所論集 2017 (第127号)』司法研修所
 『法への根源的視座』笹倉秀夫／北大路書房
 『責任と法意識の人間科学』唐沢穰／勁草書房

外国法
 『近代中華民国法制の構築』西英昭／九州大学出版会
 『中国法制史』寺田浩明／東京大学出版会
 『中国ジェンダー史研究入門』小浜正子／京都大学学術出版会
 『国民票決と国民発案 ワイマール憲法の解釈および直接民主制論に関する一考察』Schmitt, Carl／作品社
 『アジア不動産法制』川村隆太郎／商事法務
 『民法の倫理的考察 中国の視点から』趙万一／法律文化社
 『弁護士の基本的義務』森勇／中央大学出版部
 『米国財務会計基準の実務 第10版』長谷川茂男／中央経済社
 『ドイツ労働法の変容』名古屋功／日本評論社
 『イギリス環境行政法における市民参加制度』林晃大／日本評論社

憲法
 『人権新聞縮刷版 4』自由人権協会／自由人権協会
 『DVIはいま』高島克子／ミネルヴァ書房
 『憲法を百年いかす』半藤一利／筑摩書房
 『新・判例ハンドブック 憲法 第2版』高橋和之／日本評論社
 『財産権の憲法的保障』平良小百合／尚学社
 『個人情報保護法の解説 第2次改訂版』園部逸夫／ぎょうせい

選挙法
 『世界の選挙制度』大林啓吾／三省堂

行政法
 『行政法 2 現代行政救済論 第3版』大橋洋一／有斐閣
 『行政法概説 第6版 2 行政救済法』宇賀克也／有斐閣
 『行政上の主体と行政法』北島周作／弘文堂
 『法治国原理と公法学の課題』仲野武志／弘文堂
 『実務住民訴訟 新版』伴義聖／ぎょうせい
 『まちづくりと法』阿部泰隆／信山社
 『国立景観裁判・ドキュメント17年』上原公子／自治体研究社
 『建築申請memo 2018』建築申請実務研究会／新日本法規出版
 『逐条解説公営住宅法 第二次改訂版』公営住宅法令研究会／ぎょうせい
 『不動産有効活用のための建築プロジェクトの企画設計・事業収支計画と投資採算評価の実務 第3版』上野俊秀／プログレス
 『建築法規PRO 2018』図解建築法規研究会／第一法規
 『図解建築法規 2018』国土交通省住宅局／新日本法規出版
 『必携用地補償実務便覧 2018年版』公共用地補償機構／大成出版社

『東日本大震災大規模調査から読み解く災害対応』稲継裕昭／第一法規

軍事・防衛法
 『沖縄米軍基地と日米安保』池宮城陽子／東京大学出版会
 『桑江朝幸物語』沖縄県軍用地等地主会連合会／沖縄県軍用地等地主会連合会

税法
 『新税法理論』関子善信／成文堂
 『解説BEPS防止措置実施条約』矢内一好／財經詳報社
 『租税条約入門』木村浩之／中央経済社
 『大系租税法 第2版』水野忠恒／中央経済社
 『租税憲法学的展開』増田英敏／成文堂
 『プロフェッショナルを目指す人の税務判例入門』中村和洋／経済産業調査会
 『【事例でわかる】不動産の売却にかかる譲渡所得の税金』武田秀和／税務経理協会
 『平成30年度税制改正法律案新旧対照表』第一法規
 『Q&A実務に役立つ法人税の裁判事例選』佐藤善恵／清文社
 『金融・投資商品の税務Q&A』箱田晶子／清文社
 『Q&A相続空き家の特例と居住用財産の3,000万円特別控除』大久保昭佳／清文社
 『国別でわかる!海外信託による相続の税務&法務』海外信託税務研究会／第一法規
 『Q&A海外に住む相続人がいる場合の相続税のポイント』税理士法人タクトコンサルティング／日本法令
 『財産評価基本通達逐条解説 平成30年版』北村厚／大蔵財務協会
 『相続税・贈与税関係租税特別措置法通達逐条解説 平成30年2月改訂版』野原誠／大蔵財務協会
 『実務の流れがしっかりつかめる相続税における農地・山林の評価』税理士法人チェスター／清文社
 『消費税法基本通達逐条解説 平成30年版』濱田正義／大蔵財務協会

地方自治法
 『地方独立行政法人制度改革と今後の展開』有限責任監査法人トーマツ／第一法規
 『分権政策法務の実践』北村喜宣／有斐閣
 『Q&A地方公務員の分限処分、懲戒処分の実務』鶴養幸雄／ぎょうせい
 『地方公務員災害補償法逐条解説 3訂版』地方公務員災害補償制度研究会／ぎょうせい

民法
 『大改正時代の民法学』深谷格／成文堂
 『我妻・有泉コンメンタール民法 第5版 総則・物権・債権』我妻栄／日本評論社
 『社会の変容と民法の課題 上巻』松久三四彦／成文堂
 『社会の変容と民法の課題 下巻』松久三四彦／成文堂
 『家族と倒産の未来を拓く』松川正毅／金融財政事情研究会
 『民法総則 第9版』四宮和夫／弘文堂
 『新しい公益法人・一般法人の資産運用』梅本洋一／公益法人協会
 『事例でわかる消滅時効Q&A』奥国範／日本法令
 『不動産法論点大系』沢野順彦／民事法研究会

『改正民法不動産売買・賃貸借契約とモデル書式』東京弁護士会法友会全期会／日本法令
 『一問一答・民法(債権関係)改正』筒井健夫／商事法務
 『弁護士が弁護士のために読む債権法改正 改訂増補版』東京弁護士会法友会全期会／第一法規
 『表示責任と債権法改正』藤田寿夫／成文堂
 『民法債権関係改正で見直す土業者のための実は危険な委任契約・顧問契約』北浜法律事務所／清文社
 『新民法対応契約審査手続マニュアル』愛知県弁護士会／新日本法規出版
 『契約実務と法 債権法改正対応版』河村寛治／第一法規
 『民間(旧四会)連合協定マンション修繕工事請負契約約款の解説』民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会／大成出版社
 『不当要求・クレーム撃退のポイント50』深澤直之／東京法令出版
 『事例に学ぶ損害賠償事件入門』損害賠償事件研究会／民事法研究会
 『判例INDEX 侵害態様別に見る名誉毀損・プライバシー侵害300判例の慰謝料算定』第一法規株式会社／第一法規
 『名誉毀損の法律実務 第3版』佃克彦／弘文堂
 『こんなところでつまずかない! 相続事件21のメソッド』東京弁護士会親和全期会／第一法規
 『相続財産管理人、不在者財産管理人に関する実務』正影秀明／日本加除出版
 『マンション登記法 第5版』五十嵐徹／日本加除出版
 『一目でわかる登記嘱託書の作り方 全訂第2版』藤谷定勝／日本加除出版
 『マンション法の現場から』丸山英気／プログレス
 『マンション管理のトラブル解決Q&A』犬塚浩／ぎょうせい
 『マンション判例ハンドブック』犬塚浩／青林書院
 『交通事故における素因減額問題』小賀野晶一／保険毎日新聞社
 『こんなところでつまずかない! 交通事故事件の実務用語辞典』東京弁護士会親和全期会／第一法規

商事法
 『民商法の課題と展望』大塚龍児先生古稀記念論文集刊行委員会／信山社
 『商法総則・商行為法 第7版』近藤光男／有斐閣
 『会社法 第20版』神田秀樹／弘文堂
 『会社法の基礎 改訂第2版』荒木源徳／第一法規
 『現代の実践的内部監査 6訂版』川村眞一／同文館出版
 『窓口担当者のための「消費者庁・内部通報処理新ガイドライン」実務解説Q&A』東京弁護士会公益通報者保護特別委員会／法律情報出版
 『個人情報管理ハンドブック 第4版』TMI総合法律事務所／商事法務
 『新株予約権ハンドブック 第4版』太田洋／商事法務
 『コーポレートガバナンスと企業・産業の持続的成長』神作裕之／商事法務
 『事例に学ぶ企業の実情を踏まえたガバナンスの開示』樋口達／商事法務
 『会社補償の実務』会社補償実務研究会／商事法務
 『企業価値向上のための実務指針』経済産業省／経済産業調査会
 『新株主総会実務なるほどQ&A 平成30年版』

三菱UFJ信託銀行株式会社／中央経済社
『株主総会のポイント 平成30年版』三井住友信託銀行株式会社／財経詳報社
『役員のための株主総会運営法 第3版』中村直人／商事法務
『判例法理 取締役の監視義務』近藤光男／中央経済社
『事業報告記載事項の分析』三菱UFJ信託銀行株式会社／商事法務
『財務・非財務情報の実効的な開示』井口譲二／商事法務
『会社法決算書作成ハンドブック 2018年版』太田達也／商事法務
『会社法計算書類の作成実務と記載事例 第5版』東陽監査法人／清文社
『会社法決算書の読み方・作り方 第12版』新日本有限責任監査法人／中央経済社
『退職給付会計実務の手引き 第2版』井上雅彦／税務経理協会
『会社法計算書類作成ハンドブック 第12版』有限責任監査法人トーマツ／中央経済社
『会社法決算の実務 第12版』あす監査法人／中央経済社
『不適切会計対応の実務』長島・大野・常松法律事務所／商事法務
『国際評価基準 改題版』日本不動産鑑定士協会連合会／住宅新報社
『社債のリストラクチャリング』行岡睦彦／有斐閣
『シチュエーション別提携契約の実務 第3版』淵邊善彦／商事法務

刑 法

『宮城浩蔵の人と刑法思想』川端博／成文堂
『市民的自由のための市民的熟識と刑事法』伊東研祐／勁草書房
『刑法各論 第7版』西田典之／弘文堂
『量刑調査報告集 5』第一東京弁護士会刑事弁護委員会／第一東京弁護士会
『性暴力被害者の法的支援』性暴力救援センター大阪SACHICO／信山社
『死刑判決と日米最高裁』小早川義則／成文堂
『DNA鑑定は魔法の札か』本田克也／現代人文社

司 法 制 度 ・ 司 法 行 政

『司法権・憲法訴訟論 上』君塚正臣／法律文化社
『司法権・憲法訴訟論 下』君塚正臣／法律文化社
『裁判所沿革誌 第7巻』最高裁判所／最高裁判所
『裁判の原点』大屋雄裕／河出書房新社
『ライブ講義弁護士実務の最前線 Vol.1』東京弁護士会法友会／LABO
『法律事務職員研修「中級講座」テキスト 2018年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会弁護士業務改革委員会
『法律事務職員研修「基礎講座」テキスト 2018年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会弁護士業務改革委員会

訴 訟 手 続 法

『訴訟と専門知』渡辺千原／日本評論社
『裁判官の視点 民事裁判と専門訴訟』門口正人／商事法務
『要件事実法 第4版 3 担保物権 補訂版』大江忠／第一法規
『要件事実論 30講 第4版』村田涉／弘文堂
『倒産法実務大系』今中利昭／民事法研究会

『離婚後の子の監護と面会交流』梶村太市／日本評論社
『実践訴訟戦術』東京弁護士会春秋会／民事法研究会
『刑事訴訟法 第3版』三井誠／日本評論社
『刑事裁判における人間行動科学の寄与』須藤明／日本評論社
『入門・覚せい剤事件の弁護 改訂版』東京弁護士会期成会／現代人文社
『先を見通す捜査弁護術』服部啓一郎／第一法規
『GPS捜査とプライバシー保護』指宿信／現代人文社
『殺傷犯捜査全書』城祐一郎／立花書房
『少年事件のしおり』第一東京弁護士会子ども法委員会／第一東京弁護士会
『エビデンスに基づくインターネット青少年保護政策』齋藤長行／明石書店
『少年警察ハンドブック』大塚尚／立花書房

経 済 産 業 法

『ロボット・AIと法』弥永真生／有斐閣
『ロボット法』Pagallo, Ugo／勁草書房
『ロボットと生きる社会』角田美穂子／弘文堂
『AIの法律と論点』福岡真之介／商事法務
『インターネットビジネスの法務と実務』石井美緒／三協法規出版
『競争者排除型行為規制の目的と構造』早川雄一郎／商事法務
『独占禁止法 第6版』金井貴嗣／弘文堂
『独占禁止法と損害賠償・差止請求』向宣明／中央経済社
『優越的地位濫用規制と下請法の解説と分析 第3版』長澤哲也／商事法務
『事業承継ガイドラインを読む』山本昌弘／経済法令研究会
『漁業権とはなにか』熊本一規／日本評論社
『わかりやすい建設業法Q&A 改訂3版』建設業適正取引推進機構／大成出版社
『弁護士・技術士が答える建設現場のトラブル相談』江副哲／清文社
『第二種金融商品取引業の手引き』矢田悠／商事法務
『最近の金融商品取引法の改正について』金融商品取引法研究会／日本証券経済研究所
『金融商品取引法 第5版』松尾直彦／商事法務
『逐条解説・2017年金融商品取引法改正』野崎彰／商事法務
『M&Aの人事デューデリジェンス』野中健次／中央経済社
『M&A契約』戸嶋浩二／商事法務
『Q&A開示検査と会計不祥事対応の実務』三宅英貴／金融財政事情研究会
『先物取引裁判例集』先物取引被害全国研究会／先物取引被害全国研究会
『改正民法に基づく業種別定型約款の作り方・見直し方』渡邊雅之／日本法令
『先端消費者法問題研究』消費者市民ネットとく／民事法研究会
『実務解説特定商取引法 第2版』上柳敏郎／商事法務
『クレジットカード事件対応の実務』阿部高明／民事法研究会
『民法(債権関係)改正に伴う金融実務における法的課題』金融法務研究会／金融法務研究会事務局
『デリバティブ取引に係る諸問題と金融規制の在り方』金融法務研究会／金融法務研究会事務局

『ベーシック金融実務用語集 改訂版』きんざい
『金融規制とコーポレートガバナンスのフロンティア』神田真人／財経詳報社
『支払決済法 第3版』小塚莊一郎／商事法務
『金融情報システム白書』金融情報システムセンター／財経詳報社
『金融機関の信用リスク・資産査定管理態勢 平成29年度版』金融財政事情研究会／金融財政事情研究会
『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』久保田隆／中央経済社
『経営者保証ガイドラインの実務と課題』小林信明／商事法務

知 的 財 産 法

『知的財産権訴訟要論 不正競争・商標編 第4版』竹田稔／発明推進協会
『攻めの農林水産業のための知財戦略』農水知財基本テキスト編集委員会／経済産業調査会
『著作権・商標・不競法関係訴訟の実務 第2版』高部真規子／商事法務
『知的財産権訴訟要論』竹田稔／発明推進協会
『職務発明の実務Q&A』高橋淳／勁草書房
『よくわかる音楽著作権ビジネス 基礎編 5th Edition』安藤和宏／リットーミュージック
『よくわかる音楽著作権ビジネス 実践編 5th Edition』安藤和宏／リットーミュージック
『詳解著作権法 第5版』作花文雄／ぎょうせい

農 事 法

『稼く農家・農業法人のための経営継承コンサルティング』全国農業経営コンサルタント協会／清文社
『農業委員・農地利用最適化推進委員必携 農地・農業の法律相談ハンドブック』本木賢太郎／新日本法規出版
『種子法廃止でどうなる?』農山漁村文化協会／農山漁村文化協会

交 通 法

『標準旅行業約款解説 第2版』三浦雅生／自由国民社
『貨物自動車運送事業書式全書』鈴木隆広／日本法令

労 働 法

『最新重要判例200労働法第5版』大内伸哉／弘文堂
『日本的雇用システムのゆくえ』労働政策研究・研修機構／労働政策研究・研修機構
『労働法 第7版』水町勇一郎／有斐閣
『賃金・人事データ総覧 2018年版』労務行政研究所／労務行政
『SNSをめぐるトラブルと労務管理』高井・岡芹法律事務所／民事法研究会
『解雇規制を問はず』大内伸哉／有斐閣
『裁判例の要点からつむ解雇事件の訴訟実務』東京弁護士会二一會／第一法規
『規模別・地区別・年齢別等みた職種別賃金の実態 2018年版』労務行政研究所／労務行政
『「同一労働同一賃金」のすべて』水町勇一郎／有斐閣
『最低賃金決定要覧 平成30年度版』労働調査会／労働調査会
『現代先進諸国の労使関係システム』労働政策研究・研修機構／労働政策研究・研修機構
『春季労使交渉・労使協議の手引き 2018年版』

日本経済団体連合会／経団連出版
 『派遣労働契約法の試み』 鄒庭雲／日本評論社
 『詳説障害者雇用促進法 増補補正版』 永野仁美／弘文堂
 『建設現場責任者のための労災ハンドブック』 労災保険情報センター
 『東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書 平成29年度』 東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
 『働きながら出産・育児・介護』 東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
 『職場の女性のたばこ（喫煙）対策』 高橋裕子／東京法規出版

社会保障法

『社会保障と税の一体改革』 第一法規株式会社／第一法規
 『新・初めての社会保障論 第2版』 古橋エツ子／法律文化社
 『＜概観＞社会福祉法』 伊奈川秀和／信山社
 『高齢者と家族のためのQ&A 第2版』 延命法律事務所／法学書院

医事・薬事法

『先端医療と刑事法の交錯』 林弘正／成文堂
 『医師民事責任の構造と立証責任』 平野哲郎／日本評論社
 『治療行為と刑法』 天田悠／成文堂
 『再生医療と医事法』 甲斐克則／信山社
 『薬事ハンドブック』 じほう

衛生・環境法

『早わかり食品衛生法 新訂第6版 2018』 日本食品衛生協会
 『わかへる環境法』 西尾哲茂／信山社
 『製造・輸出国別でわかる！化学物質規制ガイド』 松浦徹也／第一法規

社会保険法

『法律家のための障害年金実務ハンドブック』 日弁連高齢者・障害者権利支援センター／民事法研究会
 『社会保険・労働保険の基本手続』 みらいコンサルティング／労務行政

教育法

『Q&A 学校法人の新会計実務 第4次改訂版』 有限責任監査法人トーマツ／第一法規
 『法人職員・公務員のための労働法』 小島典明／シアース教育新社
 『キャンパスハラスメント対策ハンドブック 改訂2版』 弁護士法人飛翔法律事務所／経済産業調査会
 『Q&A スポーツの法律問題 第4版』 スポーツ問題研究会／民事法研究会
 『ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム』 講演録 平成29年度』 日本体育協会日本スポーツ少年団／日本体育協会日本スポーツ少年団
 『登山者のための法律入門』 溝手康史／山と溪谷社

国際法

『国際法講義』 鶴田順／成文堂

『変転する国際社会と国際法の機能』 柳原正治／信山社
 『宇宙ビジネスのための宇宙法入門 第2版』 小塚莊一郎／有斐閣
 『国際司法裁判所 第5巻（2011-16年）』 横田洋三／国際書院
 『事例で解く国際取引訴訟 第2版』 大塚章男／日本評論社
 『負けぬ英文契約書』 熊木明／清文社
 『国際商取引紛争解決の法と実務』 大貫雅晴／同文館出版
 『在日コリアンの人権白書』 在日本大韓国民団／明石書店
 『在日朝鮮人アイデンティティの変容と揺らぎ』 鄭栄鎮／法律文化社

医学書

『こころの治療薬ハンドブック 第11版』 井上猛／星和書店
 『むち打ち損傷ハンドブック 第3版』 遠藤健司／丸善出版

判例評釈集

『新・判例解説 Watch 22』 新判例解説編集委員会／日本評論社

一般書

『コミュニティ・アプローチ』 高島克子／東京大学出版会
 『事業を創る。』 青嶋稔／中央経済社

横田飛行場への CV-22 オスプレイの配備の撤回を求める会長声明

在日米軍は、2018年4月3日、空軍の輸送機CV-22 オスプレイ5機を今夏頃までに横田基地に配備し、今後数年間で段階的にオスプレイ計10機と要員約450人を配備すると発表した。同月5日、CV-22 オスプレイ5機が同基地に到着した。

当会は、日米両政府に対して、横田基地へのオスプレイの配備の撤回及び普天間飛行場からのオスプレイの撤去と日本国内におけるオスプレイの飛行の全面中止を求める。

1 米軍は、2017年後半にオスプレイ3機を横田基地に配備するとしていた計画を、2019年10月から20年9月に延期すると発表していたが、東アジア情勢への対応などから予定を前倒ししたものとみられている。この配備計画の変更について、日本政府は今年3月半ばには米国政府から通報を受けていたにもかかわらず、同年4月3日まで公表や横田基地の周辺自治体への説明を行っていなかった。

2 当会は、2015年5月22日付「横田飛行場へのCV-22 オスプレイの配備の中止を求める会長声明」において、日米両政府に対して、横田基地へのオスプレイの配備計画の中止及び普天間飛行場からのオスプレイの撤去と日本国内の領土におけるオスプレイの飛行の全面的中止を求めた。

3 前記会長声明でも指摘したとおり、オスプレイは開発段階から重大事故を繰り返している。国内では、2016年12月13日、普天間飛行場所属のオスプレイが沖縄県名護市安部の沿岸に墜落し、岩礁上で機体が大破した事故は記憶に新しい。海外でも、同年8月5日、在沖縄米海兵隊所属のオスプレイがオーストラリア東部沖に墜落して隊員3人が死亡する事故が発生した。これを受けてオスプレイの佐賀空港への配備が見送られた経緯がある。また、同年9月29日、「イスラム国」(IS)の掃討作戦を遂行中にオスプレイがシリアで墜落し、乗員2人が負傷している。

そして、2017年6月には普天間飛行場所属のオスプレイが伊江島補助飛行場と奄美空港に相次いで緊急着陸、同年8月には岩国基地から普天間飛行場に向かう途中の同オスプレイがエンジントラブルにより機体から白煙と炎を上げ大分空港に緊急着陸、同年9月にはエンジンオイルの漏れにより同オスプレイ2機が相次いで新石垣空港に緊急着陸した。さらに、今年2月9日には沖縄県うるま市伊計島で同オスプレイから落下したエンジンの空気取入れ口のカバーが見つかった。

以上のように、オスプレイを巡る深刻な事故やトラブルが相次ぐなかで、「MV-22と機体構造及び基本性能(エンジン、飛行システムの基礎)が同一」とされるCV-22 オスプレイを人口密集地域にある横田基地に配備されることは、周辺住民の生命・身体等を重大な危険にさらすことになる。現に、普天間飛行場にMV-22 オスプレイが配備される前の2012年4月時点と比べて、2017年9月末時点の一定飛行時間当たりの重大事故発生率が1.7倍に上昇したことが、防衛省より明らかにされている。

4 CV-22 オスプレイは、米軍特殊作戦部隊の輸送を主な任務としており、夜間・低空飛行訓練を行うことが想定されている。既に普天間飛行場では日米間で合意した運用ルールや騒音防止協定に違反する飛行訓練が多数目撃されているところであり、横田基地周辺においても夜間・低空を含むオスプレイの飛行訓練が実施される場合、周辺住民の生活により甚大な被害を生じさせることが懸念される。

また、日本政府が意図する「即応態勢整備の一環」や「日米同盟の抑止力・対処力を向上」、並びに横田基地にオスプレイを配備する目的の一つである「運用や訓練上のニーズ」を考慮すれば、CV-22 オスプレイは、訓練のために横田基地から嘉手納基地、伊江島飛行場及び高江ヘリパッド等に飛来する可能性があり、沖縄への飛来回数が増加し、沖縄県に対してさらなる深刻な負担を強いることが憂慮される。

5 オスプレイ配備は、米軍基地周辺をはじめ米軍基地や飛行ルート周辺住民の生命・身体等に対する重大な侵害の危険を生じさせるものであって、憲法が保障する幸福追求権(13条)を侵害し、平和のうちに生存する権利(憲法前文、9条、13条等)の精神にも反するものであるから、日本政府の周辺自治体・住民に対する具体的な説明もないままに、米国政府が計画を一方的に前倒してCV-22 オスプレイを横田基地に配備することは到底容認できない。

よって、当会は、日米両政府に対して、横田基地へのオスプレイの配備の撤回及び普天間飛行場からのオスプレイの撤去と日本国内におけるオスプレイの飛行の全面中止を求めるものである。

2018年4月19日

東京弁護士会会長 安井 規雄

入国者収容所東日本入国管理センターにおける被収容者死亡事件に関する会長声明

茨城県牛久市所在の入国者収容所東日本入国管理センターで、去る4月13日にインド国籍の男性が死亡した事件が起こった。当局の発表によれば、自殺とみられるとのことである。

この男性は、死亡する前日に仮放免申請が却下されたことを告げられ、長期間にわたる収容を悲観したとみられている。

2015年秋頃から、仮放免条件遵守について厳格にチェックする運用が始まっており、先行きの見えない長期収容については、国会においても問題点が指摘されている。

出入国管理及び難民認定法による収容は、あくまで強制送還を実効的に行うためのものであり、送還が法律上禁止されている難民認定申請者や退去強制令書の執行停止決定を得ている者はもちろん、送還の予定がない者の身体拘束を続けるのは、目的外の拘禁であり、市民的及び政治的権利に関する国際規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁にあたる。送還の予定されていない被収容者については速やかに身体拘束を解かなくてはならない。

入国者収容所等の適正な運営に資するため、その運営に関し意見を述べるができる権限のある入国者収容所等視察委員会は、直ちに当該インド国籍男性の死亡原因について調査を行うべきである。そして、報道されているように、長期間の収容を悲観していたことが原因と考えられるのであれば、仮放免申請に対する入国者収容所長による審査の在り方（審査期間

の長短、不許可理由の説明が十分か、送還の確保以外の他事考慮をしていないかなど）についても、調査し意見を述べるべきである。

また、収容令書や退去強制令書による収容という身体拘束の可否及びその解放手段である仮放免の判断を、一行政庁である入国者収容所長等に委ねているのは、極めて異例な事態である。出入国管理及び難民認定法では、入国警備官の違反調査のための捜索・差押えにつき裁判所の令状を必要としている。このような財産権に対する侵害行為についてすら裁判所による令状を要求しているのであるから、より重大な人権侵害行為である身体拘束の適否判断においても同様に、入国管理局から独立した組織による公正な判断が求められるのが当然である。退去強制手続における収容及びその解放の手続には、司法審査を導入するよう法改正をすることも検討すべきである。

当会は、入国者収容所東日本入国管理センター所長に対し、送還の予定されていない被収容者の速やかな解放を求めるとともに、入国者収容所等視察委員会に対し、直ちに当該インド国籍男性の死亡原因について調査を行うことを強く求めるものである。

2018年4月25日

東京弁護士会会長 安井 規雄

憲法記念日にあたっての会長声明

1 1947（昭和22）年5月3日、日本国憲法は施行された。当時我が国は連合国の占領下にあり、原爆や空襲被害からの復興も未だ途上で、抑留者や戦地に取り残されている国民もいた中でのことであったが、戦争に倦み、疲れ切っていた当時の国民は、第9条で戦争放棄・戦力不保持により恒久平和主義を宣言した現在の憲法を、安堵と歓喜をもって迎え入れたのである。

2 そこには、人は生まれながらに個人として尊重されること、それ故にすべての個人が基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等であること、そして国民が権力の暴走の前に無力であったことが戦争の惨禍を招いたという反省のもとに、主権者は国民であること、その国民の意志で制定した憲法が国家権力を拘束するという立憲主義が、高らかに掲げられていた。

そして、国の在り方を国民自身で決めるために、とりわけ自由な思想を持ち、それを表現することを妨げられないことが重要な価値を持つとされた。

3 それから71年。立憲主義および恒久平和主義は、今では国際協調や積極的平和主義の名もとの立法によって、脅かされ続けている。

2015年に施行された安全保障法制は、歴代内閣が第9条に反すとして認めてこなかった集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする憲法違反の法律であり、それに先立って成立した特定秘密保護法も、主権者たる国民が行政や立法の是非を判断するために必要な情報を遮断する危険性があり、また昨年成立した共謀罪法は国民の政治的活動や表現活動を抑制する恐れが強いものである。

そして今、自衛隊の明文化や緊急条項等を内容とする、憲法自体を改正する動きが現実的なものとなった。

しかも、それらは憲法改正の前提となる憲法改正手続法（国民投票法）における数々の不備が未だ是正されないまま進められている。

- 4 当会は、弁護士法第1条の基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命のもとで、市民の皆さんとともに、歴史に

学び、それを未来に生かすべく、これまで、立憲主義に基づいて、日本国憲法の基本原理である国民主権・恒久平和主義・基本的人権尊重主義を堅持し、これを損なう立法や政策には、その都度強く抗議してきたが、今後もこの姿勢を堅持することを誓うものである。

2018年5月3日
東京弁護士会会長 安井 規雄

元財務事務次官のセクシュアル・ハラスメント報道等をめぐる対応についての会長声明

セクシュアル・ハラスメントは、日本国憲法に規定された両性の本質的平等にもとり、基本的人権を侵害する行為である。

かかる基本的理解のもと、各省各庁の長、事業主には、セクシュアル・ハラスメントを防止する義務、セクシュアル・ハラスメントが発生した場合に適切かつ迅速な対応をとる義務がある（人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）第4条）（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「雇用機会均等法」という）第11条）。セクシュアル・ハラスメント被害の申し出や告発等があった場合には真摯に対応し、関係者の人権、プライバシーに配慮して迅速に事実調査を行うこと、被害を申し出たことを理由に被害を申し出た者を不利益に取り扱わないことが重要である（人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成10年11月13日職福-442））（雇用機会均等法第11条第2項、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針、平成18年厚生労働省告示第615号（以下「指針」という）第3項）。こうした規程等の趣旨や、そもそもセクシュアル・ハラスメントが人権侵害であることに照らすなら、被害者が職員でなかったとしても、とるべき対応は基本的に変わるところはない。したがって、セクシュアル・ハラスメント被害の報道等がなされた際に、関係する省庁が、調査機関の中立性を具体的に担保しないまま、そこに被害者に名乗りをよう求めることは、被害を申し出た者に圧力をかけることにもつながり、適切ではない。

また、ハラスメント被害を申し出たことや自らの権利を守るために行った録音行為等を非難したり、深夜に1対1の会食に出向いた女性側にも非があるというような、被害を申し出た者の人格を貶める言動は、セカンドハラスメントにあたりうる。このような言動が公然と行われるとすれば、ハラスメント被害の

申し出をさらに萎縮させ、ひいてはセクシュアル・ハラスメントを助長することとなる。

さらに、セクシュアル・ハラスメント被害の発生が懸念されるのであれば、当該職種・職場には女性を配置しないこととすればよい、というような発言は、職場からセクシュアル・ハラスメントを根絶し、性別による差別的取り扱いをなくすという雇用機会均等法の基本理念に反するだけでなく、事業者がそのような対応をとるとすれば、性別による労働者の配置に差別的取り扱いを禁止した雇用機会均等法第6条第1項第1号に反し違法である。

2016年4月、女性活躍推進法が完全に施行され、内閣府においては「女性活躍推進のための重点方針2017」を定め、その中で、明確に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げている。女性が働きやすい環境を整備すること、性犯罪・性暴力は当然のこと、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境の整備は、女性活躍の当然の前提となるものであり、女性活躍推進と表裏一体をなすものである。

セクシュアル・ハラスメントは、深刻な被害を生じさせる人権侵害であり、現に女性が就労を継続する上で、大きな障壁となっていることに鑑みれば、今回の元財務事務次官によるセクシュアル・ハラスメントに関する被害の申し出やこれに端を発した報道をめぐる関係機関、関係者の対応、発言には、既に述べたような問題が随所に散見されるといわざるを得ない。

これを機に、全ての職場において、セクシュアル・ハラスメントの発生防止、相談体制の整備（被害申告に対する適切な対応の整備を含む）等を実効性のある適切なものとし、セクシュアル・ハラスメントを根絶すべきである。

2018年5月11日
東京弁護士会会長 安井 規雄